

平成31年第1回東大和市議会定例会会議録第5号

平成31年3月1日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（24名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	田村美砂君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
企画財政部副参事	星野宏徳君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君
行政管理課長	木村西君	財政課長	川口莊一君
子育て支援部副参事	榎本豊君	健康課長	志村明子君
ごみ対策課長	中山仁君	都市計画課長	神山尚君

教育総務課長 石川博隆君

社会教育課長 佐伯芳幸君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 中野志乃夫君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、22番、中野志乃夫議員の一般質問を行います。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

1番として、都営向原団地創出用地の利活用についてであります。

1点目として、2012年11月に東京都が住宅建設の事業者決定手続きを取りやめて以降、どのような論議を東大和市は東京都としてきたのか。

2点目として、東大和市がこれまで議会答弁で述べている創出用地に住宅建設が必要だという根拠は、もともと東京都が住宅建設を計画して市も地区計画を変更した経緯があるということ以外にもあるのかという点。

3番目に、東大和市としては、当初より特別支援学校は必要ないという認識だったのかという点について、まず伺います。

2点目として、桜が丘2丁目、3丁目の国有地について、東大和市はこの間どのような利活用を検討しているのか、またしてきたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

再質に関しては自席より行わせていただきます。よろしく申し上げます。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、都営向原団地の創出用地についてであります。平成24年11月、東京都は向原地区プロジェクトの事業者の構成員である企業から、建築基準法違反の問題が判明したことから、事業者の決定手続きを取りやめ、一連の問題の整理が終わった段階で、再度、向原地区プロジェクトを進める旨を公表しております。このため市としましては、向原地区プロジェクトを再開するよう東京都に求めてきたところでありますが、平成29年4月、東京都から特別支援学校建設の意向が示され、現在に至っております。

次に、都営向原団地の創出用地に住宅の建設が必要とする根拠についてであります。都営向原団地の創出用地につきましては、東京都の意向によりまして共同住宅に加え、戸建て住宅の建設が可能となるよう、市が向原団地地区地区計画を変更し、また地区計画区域内建築条例の一部を改正しております。市としましては、向原団地地区地区計画で住宅以外の用途を制限していることや、人口減少を抑制するため、子育て世帯の転入促進を図る取り組みを実施していること、地域の活性化などの観点から住宅の建設が必要であると考えているものでございます。

次に、特別支援学校の必要性の認識についてであります。東京都から知的障害特別支援学校を設置したいとの提案がなされた際に、羽村特別支援学校の在籍者数の増加や、教室不足などの説明を受けたところであり、

北多摩地区における知的障害特別支援学校の必要性は十分に認識しているところであります。

次に、桜が丘2丁目、3丁目の国有地の利活用の検討についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設整備に係る国有地のさらなる活用として、特別養護老人ホームを整備する候補地の1つとして検討を行っております。また、桜が丘3丁目の国有地につきましては、平成32年度の取得に向けて利用計画を策定することになりますが、具体的な検討には至っておりません。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) それでは、再質問させていただきます。

まず最初ですね、東京都がもともと住宅建設の形で市に協力依頼といいますか、そのことによって地区計画等の手続を進めてきたということですが、市長の今の答弁でもあるように、その事業を行う企業が建築法違反で事業そのものが中止になったと。当然それはそのとおりで伺ってるんですけども、その後、結構な年数がたってるわけですよ。そもそも実際そのプロジェクトが中断されてから何年もたってる間、それで2017年、平成29年4月に東京都教育庁のほうから特別支援学校の相談といいますか、依頼が来たという、その間、担当者として、また市としてどのようなやりとりをこの間、東京都と行ってきたのか、その点を具体的にお願いいたします。

○都市計画課長(神山 尚君) まず市長答弁でもございましたけれど、東京都のほうは事業者決定手続を取りやめ、今回、一連の問題の整理が終わった段階で、再度プロジェクトを進めることとしますので、お知らせしますというようなことで公表しておりますから、基本的なスタンスとして、市の一貫したスタンスでございますけど、東京都さんがみずから公表したとおり、本プロジェクトを再開するように求めてきておりました。

東京都さんからお聞きしていた内容としましては、建築基準法上の一連の問題の整理には相当期間を要しますというようなお話を聞いておりましたので、私どもといたしましては機会を捉えて東京都さんのほうに、東京都さんがみずからおっしゃるように再度再開するというふうなことをおっしゃってますんで、再開のほうをお願いしたいというふうなお話をしていたところです。東京都さんの対応といたしましては、その当時は特に進んでいることはありませんとか、検討中とかそういうお話をいただいております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 今回の答弁であれば、東京都がその後、待ってくれと。具体的にプロジェクトを再開するまで待ってくれという話の確認をしてきただけのように聞こえるんですが、実際は違うんじゃないですか。この間、東京都が、そもそもこのプロジェクトが、一旦、中断になって以降、政策転換を行ってると思うんですよ。つまり、東京に対する一極集中に対して、各方面からいろいろな批判もあって、あと人口減少に対応する問題等もいろいろ絡み合ってると思いますけれども、実際はそういう人口一極集中なり、そういうやたら住宅を建設していくような、そういう姿勢から方針転換をして、いろいろな都営住宅の跡地に関しても利活用するんですね。そういうことでいろいろ変更してると思うんですけども、そういう情報は市はつかんでないというか、そういう話は聞いてないという形なんでしょうか。少なくとも東京都ですね、何でそのプロジェクトがとまったままになって、一方でほかの例えば東京街道団地の跡地に関しても、利活用云々という話がいろいろ具体的にも出てきてる中で、そっちはそっち、こっちはこっちで、東京都の姿勢が別々ってことはあり得ないわけですから、本来ならそこで市として東京都の政策転換があったということも踏まえて確認をする必要があったんじゃないか。その辺のやりとりはどうだったんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 市の基本的なスタンスは、先ほど申し上げましたとおり、東京都さんが再度、整理が終わった段階で再開するとおっしゃってますので、そのとおりでくださいというようなことでございました。ただし、平成24年11月に東京都さんが、整理が終わった段階で再度再開すると公表してから、大体2年後に、平成26年の11月になりますけれど、東京都さんのほうからは、向原プロジェクト、向原地区に限ってのお話でございますけれど、高断熱や太陽光発電などを取り入れた環境配慮型住宅が一般に普及するなど、社会経済状況が変化していることから創出用地の活用について改めて検討を行うと、そういうことを東京都さんのほうが明らかにしております。

向原団地の創出用地は、地区計画によりまして住宅しか建設できない用地でございます。したがって、市といたしましては向原地区プロジェクトの3割安い戸建て住宅、それから低CO₂住宅といったコンセプトについて、改めて検討が行われるものと理解してまいりましたし、東京都さんからもそんなようなことは、ちょっとにおわすようなお話は伺ってまいりました。

この間、東京都さんに改めて検討を行うという、検討の内容はどうなってますかとずっと尋ねてまいりましたけれど、検討中というお答えが返ってくるだけでございました。そのような中、私ども直接お話ししていた担当部署と事前の調整もなかったんですけれど、特別支援学校の話が持ち上がってきましたことから、私ども直接担当していた部署といたしましては、唐突感が否めないなというふうに感じました。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 今の答弁だけ聞くと、市は一生懸命、問いただしてたけども、返事がないからという形の話としか受け取れませんが、もともとね、そもそもこの定期借地権つき住宅の話というのは、石原都政のときに、私から言わせれば、ある面、思いつきのように始まったプロジェクトだと認識しています。

それで、まずちょっともう一つ聞いておきたいのは、そもそもこの定期借地権っていうね、このことについて、それが有効だと、住宅政策としてですね。そういう認識を、市も受けとめてたのか。東京都がそういうことをやるって言うから、ただそうですねという形だったのか。私から言わせれば、いまだその定期借地権つき住宅を建設しろという論理のままで市の姿勢は終わってるわけですけども、この間どういう動きがあるのか、東京都はそれをその後も積極的に進めると認識してるのか。私がいろいろちょっと調べてみても、東京都は東村山のそのプロジェクトをやって以降、具体的にほとんど、こういう定期借地権つきの住宅建設というのは進めてないようにも見えますし、その辺は市はどう分析してたんでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 東京都におきましては、都営住宅の建て替え用地の創出用地ですけども、定期借地権で貸して、その後、帰ってくるというプロジェクトでやっております。と申しますのは、東京都においては、その土地を将来また都営住宅に使う可能性があるということでやっております、住宅に使ってるプロジェクトとしまして、北青山3丁目だったかな。北青山のプロジェクトで、住宅を含む創出用地のプロジェクトを行ってるところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 今の部長の答弁にあるように、確かにいろいろ調べてみると、東京都は北青山とかですね、とりわけ都心ですね、本当に地価が高くて、なかなかそこで戸建て住宅を買えないような状況の中では、定期借地権という形で設定してるプロジェクトをやっているのは確かに書いてあります。そのとおりでと思います。しかし、この多摩地域では、実際、東村山のプロジェクト以外、具体的な例はちょっと私も見受けられないし、その後、東京都自身は積極的に、そのプロジェクトを進めてないですね。

実際、青山のほうでは進めてるかもしれないけど、それ以外でもっと拡大しようということじゃなくて、かえって利活用で都営住宅の空き地、跡地ですが、あいた土地には福祉施設や文化施設等、そういったものを積極的に取り入れる、つくるような、創出用地の利活用ということで話を進めてるんじゃないでしょうか。しかも、その形で東京街道団地の跡地も、そういう話で進んだんじゃないんですか。

本来なら、進めてんだったら、東京街道団地のとこだって同じようなプロジェクトをしましょうという話が来てもおかしくないと思うんですけども、それはないわけですよ。当然そのときのやりとりで、担当者は東京都とも交渉してるはずですから、東京街道団地のほうではこういうふうに進めますと、じゃ向原はどうなんですかという話はしなかったんですか。そこで、東京都の政策転換なり、考え方が当然伝わってきていいと思うんですけども、その辺のやりとりはどうだったんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 向原の創出用地は、東京都さんの要請に基づきまして、平成21年に住宅プロジェクト前提の地区計画を決めております。当然、市も東京都さんも、戸建て住宅という前提で進んでおりましたけれど、たまたま建築基準法上のトラブルが起きたということで、一旦、休止していいですか、一旦は取りやめとなっておりますけど、また再度続けるというような、そういうスタンスでお互いがありました。

今議員さんおっしゃったようなことは、その政策の転換ということであれば、東京都の住宅マスタープラン、平成29年3月に出ておりますけれど、この中で創出用地の利活用という方針が示されて、商業、医療、福祉などの生活中心地というようなものが出てきたということでございます。このマスタープランが出た後に、東京都さんからは、正式にこの土地について、学校というようなお話をいただいているようなところでございます。以上です。

○2番（中野志乃夫君） 東京都の政策転換っていうかな、そう私が思うのは、もっと前ではないですか。これはいろいろ、もういろんなところに出てますけども、社会増減についてはということで、東京への人口流入は個々人の自発的な選択の結果による都市への集中とすべきものであると。こうした流れを、個々人の意思に反して政策的に誘導することは困難である。

そこで、現在、東京で生活している都民に向き合い、その希望をかなえていくことで、全ての人が多様な生き方を選択し、活躍できる都市へと東京を成長させていくと。これ東京都の公式な文書から今読み上げましたけども、いろいろこういった文章は、今いろんな東京都の政策の中で述べられています。例えば今の中でも、東京と地方がともに栄える真の地方再生の実現を目指して、東京都総合戦略、これ2015年ですよ。そういう中で、既にこういった考えが述べられ始めているということを考えれば、もっと前から東京都は政策転換をしてたんじゃないか、そう思わざるを得ないんです。

それと、あわせてお聞きしたいのは、今回、東大和市が平成29年12月に、一応、仮の要望として、東京都に対して特別支援学校をつくるのであれば、これらのこともやってほしいということ、相当きめ細かく、膨大な量の要望を出してますよね。その中で、ちょっと私も関連してどうしても聞きたいと思ってるのは、あその向原団地の創出用地については、定期借地権付きの戸建て住宅を建築することが予定されていたと。特別支援学校が建設された場合は、固定資産税、都市計画税及び国有資産等市町村交付金が非課税となり、また転入による個人市民税が見込めなくなる。このことから一定額の税収がなくなり、当市の自主財源に影響を与えることとなるため、当然それに見合った財源を確保しろと、よこせということまで、ちょっと私とすればすごいこと言ってるなと思うんですけど、そういった要求までしてます。

実は私が気になるのは、実際これって市税に対してどのぐらい影響があるんですか。私はちょっと今、先ほ

ど部長の答弁だと、東京都が地主となって定期借地権つき住宅の建設を行うという発想であれば、地主は東京都のままという発想なんですか。そしたら固定資産税云々、これどうなるんですか。具体的にちょっと金額的に教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの税の関係でございますが、定期借地につきまして、まず家屋、建物が設置されます。そのために、固定資産税、都市計画税として、新家屋等の税等を見込んだものでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 具体的に東京都に要望してる中のことを、今、私が述べたに過ぎないんで、具体的に、金額的にどのぐらいのことを確保しろという要望だったんでしょうか。

あわせて、それと今の言い方で言うと、たとえ実際にここに個別定借住宅が建設されても、実際、固定資産税、都市計画税等々は東京都が地主である限り見込めないということとして理解していいのかどうか、それもお願いします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの市の歳入の見込みでございますが、3項目、考えました。1つが固定資産税、都市計画税としての家屋分としての税収。2つ目が、固定資産等市町村交付金としての税収部分でございます。3つ目が個人市民税。これらを当時の課税金額等のデータをベースに、約1,700万円ほどの金額と見込んでおりました。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっとこれに関しては、もうちょっとね、このことは、実際、仮の話ですから、これ以上、詰めても思いますけども、そもそも今、私もいろいろ不動産業者の方からも話を伺って、定期借地権つき住宅ってどうなのって聞いたら、大変人気がない、不人気であると、ほとんど売れませんよという話を聞いております。つまり、なぜかといったら、そもそも借地法の関係でね、借りる側が有利な分、ずっと問題になったのを定期借地権という形で、地主さん、土地を持ってる方がすごい有利な制度なわけですよ。その中で、例えば50年とか、今回のうちの場合、50年ですかね、もともと計画されてたのは、まあ70年という例もありますけども、その期間は貸してもらえらるけど、その後、帰さなくちゃいけないと。そうになっていくと、やはりどうしても、購入する側にとっても、最終的には返さなくちゃいけない、それも更地でもとに戻さなくちゃいけない、そういう内容が普通の一般的な定期借地権住宅の場合ですから、やはりちゅうちょする。最終的に自分の財産となるというなら、例えば子や孫の代まで、いや、それをとっついて、それで生かそうという発想にもなりますけども、必ず返さなくちゃいけないということから、大変不人気な現状が今あります。当然それは、今人口がどんどん減ってきてる、その問題とも絡んでますけどもね。つまり土地がどんどん、これから余ってくるだろうという中で、そんな時代の中で定期借地権つき住宅というのは、ちょっと私は考えられないと思ってますけども、いずれにしてもそういう現状の中で、市はそのことをいまだやれということがずっとネックになって、今回の東京都の特別支援学校の要請に対して拒んでると、そういう理解でよろしいんですか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） まず初めに、先ほど答弁させていただきました数値の関係でございますが、補足として、まず北側の地区についての試算だったということ、ここで改めて補足説明をさせていただきます。御了承いただきたいと思ます。

次に、ただいま住宅の整備についての市の考えでございますが、当初の東京都が行っておりましたプロジェクト、その関係で、ただいま市においては、向原団地地区地区計画で住宅以外の用途を制限してるという状況

にございます。また、少子高齢化社会におけます子育て世帯の転入増の取り組みを実施していること、また地域の活性化などの観点から住宅の建設が必要であるということ、市は考えているところ、そしてそれを東京都にお伝えしているところがございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 実際問題、本当、市の持っている住宅政策といいますか、そういう観点のことが、本当、今回問われてると考えております。

それで、ちょっと最初のときの話に戻しますけども、当初、東京都はあそこの向原都営住宅を建て替えるときに、高層化するに当たって、どういう計画を、プランを、最初、住民に示したかというのは、担当者の方はわかってらっしゃいます、覚えてらっしゃいますか。

じゃ、ちょっと続けますね。

そのときも、私もちょっと議会におりましたから、ちょっと今その資料が見当たらないで、ちょっと持ってきてませんけども、当初、高層化するに当たって当然空き地が出る。今のそれが創出用地ですよ。あそこは緑地にする。そういう公園にする。そういうプランを最初、持ってきました、東京都は。そういう青写真で、イラストつきで。私も、高層住宅のもとで、そういう林といいますかね、森までいきませんが、そういうものができて、有効活用で緑が創出されるのは非常にいいなという思いを持ってました。

ただね、それがどんどん変わってきて、こういう話になってるわけですけども、その辺の認識はまず市としては御存じではないんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 済みません、その当時のやりとりというのは、ちょっと私、承知してはおりませんが、地区計画、ここで策定する中で、向原の地区計画につきましては、公園と緑地、それから児童遊園などの公共空地ということで、合計で1万8,500平米ほど確保しております。団地、都営住宅につきましては、もともとオープンスペースなんかも十分確保したような、戸建ての建物の建て方になっておりまして、その上、こういった空地も確保しておりますので、オープンスペースという面では、かなり確保されてるんじゃないかっていうふうには思っております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 一般的に言えば、確かに高層化するに当たって、一定のオープンスペースをとるという観点で言えば、確かに一定規模の緑地なりが確保された経過はわかります、そのこと自体で言えば。ただ、私から言わせれば、南街も向原も住宅密集地である。それで、一方で、このとき防災のことを考えたら、やはり大きな避難場所なり、そういった対策の場所も必要ではないかと。そう考えたときに、やはりここの地域で、ある面、多少の空き地ができたからさらに住宅っていうのは、市の防災上を考えてもおかしいんじゃないか、もっと考えるべきではないかという、私なんか発想はすぐ浮かぶんですけど。

つまり、この間、国も東京都も、恐らく必ず来るであろう大震災に備えて、さまざまな政策、手を打ってますけども、実際、当然担当者の方もわかるし、東大和市も立川断層による地震が起きたらどのぐらいの方が亡くなるのか、どのぐらいの火事が起きるとか、そういったことも当然御存じだと思うんですよ。市もそういう計画を立ててますから。

そうすると、ここの地域は少しスペースがあるから住宅をつくらうっていうんじゃないで、やはり違う発想で、やはり防災のことも考えて、もっと空きスペースをとくという発想は、私は最初からあってもよかったんじゃないか。まして今回、市のこの仮要望の中ではそういったことも述べてますよね、特別支援学校のところを

避難所にしてほしいとか。そう考えたときに、住宅の例えば密集度合い、過密度等を考えれば、やはりこの場所がちょうどまたまあるなら、やはりそのために使うという発想というか、そういう論議は、この間、出なかったんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） こちらの仮要望事項につきましては、北側の創出用地に特別支援学校を設置するという東京都さんの意向がありまして、それを事業を進めるときに基礎調査をするという話もありましたので、それでは仮要望という形で、市の考えを伝えようということでございました。今の中野議員さんのお話は、北側の創出用地のことであるとすれば、今これは特別支援学校という考え方の中のお話ですので、その公園だったり、避難場というところ、その空地を使うというところまでは話は出ておりませんでした。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） あくまでも北側の用地に対して、そういう言い方をしたっていうのは、それはそのとおりだと思いますけども。ただ、市としては一貫して、じゃ北側そうなら、南側を住宅建設させろということだったわけですね、姿勢としては。その考え方の中には、この間の答弁から伺うと、人口がどんどん減っていくと、その対策のためにもどうしても住宅建設が必要だという発想だと思うんですけども。

ちょっとここで伺いたいのは、人口減少対策として住宅建設云々ということになっている発想のようですけども、それだけで住宅建設がといたしますか、人口流出が減らすことができ、逆に人口流入を図れるのか、その辺はどのような論議をされてきましたか。

○企画財政部長（田代雄己君） 私どもは、まち・ひと・しごと創生総合戦略という中で、人口の減少を抑制する。国の考え方もありますけれども、東大和市でもそういう人口減少の抑制を目指してるということでございます。そういうこともありまして、この向原の創出用地につきましては、駅から大変近い場所であります。また、当初の計画は住宅プロジェクトということで、一戸建ての住宅ができるということです。そういうものができ上がりますと、当然、市外あるいは市外の方が転入してくるということを想定できますので、そういう意味では人口増加が図れますし、一定の市税収入なども入ってくるということで考えております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 先ほど最初に私が東京都のいろいろ、今人口政策の一環のことを述べましたけども、これは各自治体が真剣になって、何とか人口減少を抑えていく、なるべくスピードをおくらして何とか市の活性化を図りたいということでやってる中で、だけど東京都のね、いろいろ——東京都だけじゃないです。ほかの文献を見ても、その人口流出、減少化は基本的には避けられない、いろんな手を打っても、なかなかそう簡単にいくもんじゃないっていう、まず結論を出してます。

それで、逆に人口減少は、もうこれしようがないと。それこそヨーロッパのいろんな先進国もみんな経験してきたことだから、それに見習って、かえって質の高い住宅をつくるべきではないかっていう論議が、今基本になってると思うんですよ。その中で、とりわけ多くの識者という学識の方の論文などを読むと、緑の創出ですね、いかにそういう空間をつくるか。そのことによって成熟したまちづくりができる。そのことによって、そのまちのですね、市の言ってみれば評価が上がる、そういう論調が大勢を占めてると私は認識しています。

つまり住宅密集地にさらに住宅をつくって、そういった住環境をつくるよりは、より緑を創出して、そういう空間を創出して、さらに質の高い住宅環境をつくり上げていくほうが、本当に他からですね、その市に、東大和市に人が来る要因になる。その中で、この間、各ほかの議員さんも述べられてたように、いろいろさまざまなプロジェクトを組んでイメージアップを図るとか、いろんなことは当然必要だと思うんですけども。うち

の市も子育てということをキーワードにして、そのために全力投球して、お金、注いでいろいろやってるのは当然、私は間違いではないし、成功してると思ってます。ただ、だからといって、一方でそれとリンクさせるならもうちょっと考えて、やはり人口減少に対する対応策を考えるべきではないかなと思うんです。

これは実は最後の桜が丘の問題にも直結しますけども、今もし市が住宅建設で考えるなら、先ほどちょっと出ましたけども、例えばエネルギーの自給自足みたいな、ソーラーパネルを本当にきちっと備えて、何かの災害時でも自前で電力の確保ができるような、いわゆるスマートシティって言われますけども、そういう発想の住宅をつくるとか、そういうんだったらまだ皆さんの関心は引き寄せられるし、一定の成果はあるかと思うんですけど、旧来型のただ住宅をふやせば人が来るっていうことは、もう無理だということは論じられてると思うんですよ。ですから、もし本当に考えるなら、もうちょっと違うアプローチをするべきではないのかと。もっとさまざまな論点で論議し合うべきではないかと思うんですけども、この住宅っていいですか、人口減少に伴う対策の論議の中で、そういった論議というのはどこかでされてるんでしょうか。市の中で、そういった最新のいろいろ事例を持ち寄って、検討するようなことができてるんでしょうか。その辺はどうでしょう。

○企画財政部長（田代雄己君） 緑豊かな生活空間だったり、スマートシティというんですかね、そういうようなまちづくりをしてる市町村もあるということは、認識しているところでございます。また一方で、この向原の創出用地につきましては、東京都の土地でございますので、東京都のお考えもあるというふうに認識しているところでございます。

東京都のこの土地の創出用地の利活用につきましては、協議をしている状況でございます。ですので、その協議を進める中で、その利活用、具体的な話になったときに、さまざまなその可能性も考えながら話し合いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） それでは、そういうことで言ってますけども、じゃ肝心なことを伺いますけども、特別支援学校の建設に関しては、東大和市としてはきちっと受け入れると、そういう方針を、もう判断していると、そう認識していいんですね。

○企画財政部長（田代雄己君） 現在では、受け入れるというところまでは考えておりません。

この間も全員協議会でお話しさせていただきましたように、まずは地域の皆様に御説明をしていただいておりますので、そこの御意見をまずは聞いていただきたいと思っております。その上で、協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 東京都が特別支援学校をつくりたい、先ほど市としては必要性のあるものだという認識は示したと言っておきながら、東京都にお任せで、東京都の説明が済んでないからゴーサイン出せないっていうようにしか受け取れない発言なんですけども。東京都は、既に地元の向原等への自治会の皆さんに説明をしてますよね。そこで反発が出たって聞いてますか。

それで、あと大事なのは、3月20日に説明会をやるわけでしょう、東京都は。教育庁と、あと都市整備局も来て説明するわけですよ。そのときに東大和市、どうするんですか。市民から東大和市はまだ合意してないって言われちゃうんじゃないですか、それだったら。そういうちぐはぐなことを、その説明会の場でもやるつもりなんですか。

○副市長（小島昇公君） 今いろいろ御質疑をいただきました。その中で、東京都からも一定の説明をしていた

だくというところまで進んでございます。そして、やはりその周りの住民の方々の御理解をいただく中で、なぜ説明をしていただくか、なぜ調整をしているかというのは、だめだというためだけに調整してるわけじゃないんですね。その特別支援学校の必要性は、冒頭、市長もお答えをさしていただきましたように、必要性は認めていると。ただ、なぜここですかっというところの説明がなかったために、時間はちょっとかかっているところでございますので、それを建設をするために、どういう御協力がいただけて、周りの住民、市にとってどういうメリットがあるのかという調整を進めてございますので、つくらないための調整じゃなくて、つくるための調整をさしていただくということでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) ちょっと言ってることが、私は矛盾してると思いますよ。本当に必要性があると考えて、実際に、一昨年ですよ、事細かな要望を出してるわけでしょう。東京都に対して市は。それは全然回答なし、全く無視っということを言われたらわかりますよ。そうじゃないんでしょう、これ。

南街の溢水対策として、地下貯水槽もつくる云々って話も来てるんじゃないですか。そこまで譲歩して、まず東京都が考えてやってる中で、それなら当然ここまで市が要望してんなら、市が真っ先に住民に言ってね、ぜひこういうことも東京都が言ってくれてるし、協力してほしいと言ったっていいわけですよ、市のほうが住民に対して。全然立場が違うんじゃないですか、これ。だから、父兄の皆さん、支援学校に子供を送っている皆さん、すごい危惧してる。市は全然積極的じゃないし、もしかしたらこのプロジェクトは、失礼、向原の北側のこの場所じゃなくて、村山団地にもつくられる話が出てますとかね、そんな間違っった誤解まで私は聞かされました。

つまり、東大和市が余りにも協力的じゃないんで、もう東大和市は無理なんだっという話を父兄の皆さんはしてて、そこまで信頼をなくしている。私は、本来なら特別支援学校ができることによって、東大和市の福祉面でも大変なプラスがある。本当にありがたい、私は話だと思ってずっと聞いてました。だからこそ、ここでね、もう東京都が住民説明会をやるって、きょうの市報にも載せてるじゃないですか。そこまで来た段階でね、まだ態度が決まってないと、ちょっとあり得ないですよ。どういうことなんですか、これは。

○市長(尾崎保夫君) いろいろとお話を聞かしていただきましたけども、態度が決まってないとかっというふうなことをきつく言われてますけど、その協議をするということで、やはりお互いに東京都と信義則というか、信頼関係のもとで協議をしていくということでもありますから、その中でやはり公表してもいいという内容のものと、公表しにくいとかっといういろんな問題がございます。円滑に進めていくためには、双方の信頼関係のもとにしっかりと進めていくという考え方でやってますので、御質問者が性急な答えを出してくれというお気持ちは十分に理解はしているところであります。

ただ、やはりいろんな方の御意見も必要だと。例えば今、御質問者は反対する人間はいないだろうというふうなことでありましたけども、果たして本当に100%そうなのかっということは、私どものほうでは確信を持って言えないというところもあります。当然多くの方が御理解をしていただけるという前提で物事を進めてきているわけでもありますけども、やはりそういった意味では最後のところも含めて、しっかりと理解をいただけるような形で進めていきたいなど、そのように思っています。

交渉するのは非常に難しいなというふうには思っています。いろんな方々に御理解を、全ての方に御理解をいただくというのは本当に大変だなというふうには思っています。そういった意味で、今回ですね、話は少しかくくなりますけども、米朝の首脳会談、3日目まではこんな形になるはずではなかったというふうな話もあ

ります。やはり交渉するっていうのは、本当に難しいなと私自身も思いましたし、けさの新聞を見て改めて、ああ事務的には違ってたんだなって思ったわけですね。本人が考えてることと、やっぱり事務折衝の中では大きな隔たりがあったんだなど。その結果として、新聞に出てるような結果になってしまったのではないかなと思っっています。

そういった意味で、改めて交渉するというか、進めていくのは難しいなと。自分が思ってることも、当然進めるんだというふうな意識は持ってても、なかなか相手もいることだし、進まないということもあるということで、御質問者には私の苦しい交渉の胸のうちの御理解いただければというふうに思います。

○22番（中野志乃夫君） 市長の苦しい胸のうちは、理解しようと思ってますが、大変申しわけない、お言葉を返すようですが、ついせんだっても廃プラ施設のとき、地区計画も、皆さんはあれだけ地区計画つくって、そんな簡単に変えられるもんじゃないと言いながら、いざつくととなったらころっと変えちゃうわけですよ。変えることはできるわけですよ。廃プラ施設のほうのあれだけの反対があつて、住民の皆さん、いまだ納得していない。そういう中でも、必要性があるからっていうことは、そういうことはころっとできちゃう。

こちらのほうは、少なくとも私が見る限り積極的に反対しようとか、何かしようという方は今のところ見受けられません。当然ながら、いろんな施設できるのは反対、障害者が来るのが反対という人はいるでしょう。そういった方も声を上げるかもしれません。だけど今回の東京都のこの動きは、一方で市にとって大変、長年困ってた南街の溢水対策も含めて、そういうことも受けましょう、いろいろ本当に譲歩してくれています。こんなチャンスって本当ないんですよ。

ついでに言っとけば、かつて変電所、建造物を残すときどれだけ苦労したか。東京都と交渉して、お父さんの時代ですけども、市長のね。どれだけ頭下げて東京都と交渉して、本当に市、議会も、あの時は含めて全力で何とか残そうという大運動を起こしてようやく残せた。つまり東京都というのは、それほど、やっぱりなかなかうんと言ってくれない、そういう行政体でもあります。

それに対して、私は今回もともと東京都が非常にいいプランを出してきてるし、だったらそれはそれ、ぜひ協力しましょう。そういう形でやれば、今後の信頼関係も本当によくなるし、いろんなことが私ほううまく進めるんじゃないかと思っております。いずれにしても、ちょっと市長がそう言うのであれば、どこで判断するかちょっと私も見当つきませんが、少なくとも3月20日のいわゆる東京都の説明会のとき、住民説明会のとき、東大和市はまだ合意できてません、どうなるかわかりませんというばかな発言はしないようにお願いします。

あと最後に、桜が丘の国有地についてです。桜が丘の国有地について、2丁目に関しては介護施設のことで検討を進めてるということですけども、3丁目の国有地、あそこを、結局、今のままだと、どうするつもりでしょうか。つまり、平成35年度には市が取得すると。この間の例の森友学園なんかの影響もあるみたいですけども、本来なら公目的で、公の形で、目的でもっていけば、無償なり低額で買えるものが、ああいう事件が起きて以降、国のほうは時価相場で買えということも言ってるらしいですけども、その辺の動きは今どうなってるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 桜が丘3丁目の国有地、確かに現在、北多摩西部消防署の仮庁舎の用地としてお借りしてる状況でございます。その上で、今後、国と市との関係におきましては、将来においては市が取得をすることが求められている土地となります。その土地の取得の要件でございますが、あの土地につきましては、ちょっと長くなりますけども、平成21年に国家公務員宿舎の建設計画が策定されたことか

ら、その後、国家公務員の宿舎の削減計画に基づき、計画が廃止されたという経緯がある土地でございます。そのため、その要件から、現時点では処分につきましては、時価においての処分ということが決められている土地でございます。

以上であります。

○22番（中野志乃夫君） 経過としてはわかりますけど、具体的な検討としては、例えばこういうふうな活用をしようとか、公有という、どういうものにそもそもしてくのか。本来だったら先ほどの議論の経過からすれば、住宅建設がそれほど必要だと考えてるなら、そこに、あの場所にね、すごい一等地ですけども、住宅建設とかいう話もなくはないと思うんですけども、そういう論議をしてないんですか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現時点では、具体的な検討には至っておりません。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 私としては、これ検討してないということなんで要望ですけども、単純にあれだけの駅に近い、本当にいい、周りもいい環境の土地、桜が丘の土地を、大手のデベロッパーといいますか——ところに売ってばかでかいマンションつくるとか、そういう愚策だけはやめてほしいなと思ってます。逆に言うと、私はせつかくあれだけの土地が、市を通して買うのは恐らくちょっと不可能なぐらいの金額になっちゃいますけども、少なくとも市があっせんして何かのプロジェクトを持ってくるとか、そういうことをするべきだと思うんです。つまり、例えば私が思ってるのは、東大和のよりイメージをアップするような、例えば学校でもいいですよ。短大とか、そういったものを誘致する。そういったものを、大学のどっかの一学部を持ってくるともいいんですけども、そういうようなものを誘致するとかですね、あとはもし本当に住宅建設というなら、本当に先ほど述べたように、スマートシティといいますかね、もう太陽光を中心に、自然エネルギーを中心にした、そういった自給自活できるような、そういうような最先端なまちをそこに作るとか、何かそういう東大和にとってプラスになるようなものを、ぜひ考えてほしいと思ってます。

まだ時間はあるとは言っても、本当にあつという間に来てしまいますので、今の段階からぜひともそういった検討を進めてほしいということを述べて、私の一般質問を終わりにいたします。

以上です。

○議長（押本 修君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（押本 修君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従い、今任期、最後の一般質問を行わせていただきます。

まず1番として、わかりやすい市財政の情報提供について伺います。

私は、平成27年第4回定例会において同じ内容で一般質問を行い、市民にわかりやすい財政状況の情報提供のあり方について、当時の課題を確認させていただきました。今回は、その後の取り組みについて質問いたします。

①財政状況の情報提供の方法について。

ア、東大和市として、どのような工夫をしていますか。

イ、以下の3自治体の事例について、市の認識を伺います。

- a、京都府精華町「まちの羅針盤」「まちの家計簿」。
- b、武蔵村山市「今年の仕事・武蔵村山市の家計簿」。
- c、立川市「やさしい財政白書」。

②として、事業別行政コスト提示について。前回の答弁では、地方公会計制度の導入とともに推進していくとのことでした。そこで、東大和市の現在の取り組みの状況についてお聞かせください。

③環境部発行の「ごろすけだより」による事業別の財政状況の公表の狙いと効果についてお聞きします。次に2番、家庭ごみ有料化後の成果と課題及び今後の取り組みについて伺います。

家庭ごみの有料化に当たり、公明会派としては、有料袋を使用するに当たっては、廃棄物の減量化を図りつつ、中間処理及び最終処理にかかる諸費用の削減をすること。また、廃棄物処理における市民負担の公平性が図られること。そして、有料化に伴うサービスの向上策として、戸別収集が導入されることなどを理由に、家庭ごみの有料化に賛成いたしました。その上で、市民の努力によってなされた減量化による中間処理、最終処理に要する費用が軽減された際には、手数料の値下げなど市民負担の軽減を図るべきであると訴えてきました。

この公明党の主張は、家庭ごみの有料化とごみの減量に関係性がないと、家庭ごみの有料化に反対してきた方々からも的を射ていると評価をいただきました。家庭ごみの有料化から間もなく5年がたちます。そこで、改めて質問いたします。

①として、家庭ごみ有料化後の成果と課題について。

②として、これまでの成果と課題を踏まえた上で、有料袋の値下げを含めた市民負担の軽減や、さらなるサービスの向上など、今後の取り組みについて伺います。

次に3番、(仮称)東大和市児童発達支援センター及び子育て支援拠点施設について伺います。

私は、これまで平成26年第1回定例会で、やまとあけぼの学園について、平成28年第4回定例会では、子育て世代包括支援センターの設置の考え方について、また平成29年第3回の定例会では、みのり福祉園の跡地利用と子育て世代包括支援センターの設置及びやまとあけぼの学園の老朽化に伴う移転について、質問させていただきました。

やまとあけぼの学園については、これまでの児童発達支援事業に地域支援機能を加えた形で、児童発達支援センターの設置を考えていること、また子育て世代包括支援センターについては、妊娠期から子育て期の全ての子供と家庭を対象に、母子保健事業と子ども家庭支援センターで行われている子育て支援事業を一体的に実施することを確認させていただきました。また、場所については、みのり福祉園の跡地を利用してとのことでした。

そのような中で、平成30年11月から、みのり福祉園跡地利用のサウンディング——公募型市場調査が行われました。そこで、改めてお聞きします。

①(仮称)東大和市児童発達支援センター及び子育て支援拠点施設で行う事業内容はどのような内容か伺います。

②(旧)みのり福祉園跡地を事業候補地として行った公募型市場調査について伺います。

次に4番、带状疱疹・風疹・高齢者肺炎球菌ワクチンなど大人のワクチン接種についてお聞きします。

带状疱疹は、小児のときに水疱瘡にかかり、一度治癒した人の体内に潜んでいたウイルスが再活性化して発症するものと言われております。水痘ワクチンの小児への接種は義務づけられておりますが、厚生労働省は

2016年、水痘ワクチンの効果効能に、50歳以上の帯状疱疹の予防の追加を承認しました。大人が帯状疱疹にかかると、帯状疱疹後、神経痛にかかることも多く、長く痛みを伴うと言われています。

風疹については、今般、大都市圏を中心に増加が続いています。風疹は、成人や小児がかかっても、重篤になることなく自然に治癒することができますが、妊娠初期の女性が風疹にかかると、胎児が先天性風疹症候群となり、種々の合併症を引き起こされることとなります。風疹の感染予防は、妊婦さんへの感染を防止し、先天性風疹症候群の発生を防ぐために急務であります。

肺炎については、日本人の死因第3位であり、中でも高齢者の方がかかる肺炎球菌性の肺炎については、これまで公明会派として何度か議会で取り上げてまいりました。

帯状疱疹・風疹・高齢者の肺炎、いずれの病気に対してもワクチン接種が有効とされています。

そこで、お伺いいたします。

- ①帯状疱疹・風疹・高齢者肺炎球菌のワクチンの有効性は。
- ②当市での発症とワクチン接種の現状について。
- ③市民への情報提供はどのようになっているかお聞かせください。

次に5番、多摩湖駅伝について質問いたします。

昨年は春分の日にもかかわらず、雪の駅伝大会となりましたが、多くの参加者が雪の中で熱い走りを見せてくださいました。多摩湖駅伝を楽しみに、大事にしてくださっている方が、こんなにもたくさんおられるのだと改めて感じました。大会関係者の御努力に、心からの感謝と敬意を表したいと思います。

そして、ことしも3月21日、春分の日が多摩湖駅伝が開催されます。

そこで、①として、ことし、平成31年の多摩湖駅伝について伺います。

ア、参加人数。

イ、コースについて。

ウ、ことしの大会の取り組みについてお聞かせください。

②として、2020年東大和市制50周年記念、東京オリンピック・パラリンピック開催記念の多摩湖マラソン大会の開催についてお伺いいたします。

次に6番、東京街道団地建て替え創出用地の生活支援ゾーンについてお聞きします。

前回の議会で、市有地等利活用検討委員会で、特別養護老人ホームの整備に向けて調整する公有地の候補地として、東京街道団地の建て替え創出用地も検討の対象とのことでした。そこで、生活支援ゾーンに対する市の考え方を確認したく、①として高齢化が加速する団地の中で、地域包括ケアシステムの拠点となる訪問医療・看護・介護センターが必要と考えますが、現在の検討状況について伺います。

ここでの質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[19番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、財政状況の情報提供に関する工夫についてであります。財政状況につきましては、多くの市民の皆様にご理解していただくことが非常に重要であると認識しており、提供する情報に関しましては、的確で見やすい内容とすることが必要であると考えております。現在、予算に関しましては、新年度予算のあらましとして予算概要資料を、決算に関しましては複式簿記・発生主義の手法を用いた新たな資料として、統一的な基準による財務書類を市の公式ホームページで公表しているところであります。

次に、京都府精華町の「まちの羅針盤」「まちの家計簿」、武蔵村山市の「今年の仕事・武蔵村山市の家計簿」、立川市の「やさしい財政白書」についてであります。いずれの資料につきましても、写真やイラストを活用するなどして、財政状況をわかりやすく伝える工夫が見られると考えております。

次に、事業別行政コストの提示に関する取り組み状況についてであります。事業別のコストを明らかにすることは、事業の効果等を確認する上で重要な取り組みになると考えております。現在、市全体の財務書類の整備を進めておりますが、この取り組みとあわせて事業別のコスト計算書の作成に向けた研究を行っているところであります。

次に、廃棄物広報紙「ごろすけだより」による事業別財政状況の公表と効果についてであります。廃棄物の処理には多額の費用を必要としますことから、その状況を市民の皆様にご理解いただき、さらなる廃棄物の削減につなげていくことを目的に、財政状況を公表しております。効果につきましては、廃棄物に対する市民の皆様の関心を高め、廃棄物の減量につながっているものと考えております。

次に、家庭廃棄物有料化後の成果と課題についてであります。平成26年10月から実施しました家庭廃棄物の有料化につきましては、市民の皆様の御協力により、毎年、廃棄物の減量成果を得ることができております。課題としましては、東京たま広域資源循環組合へ搬入しております焼却灰につきまして、搬入配分量を超過している状態から、さらなる廃棄物の減量に努めていくことが必要であると考えております。

次に、市民負担の軽減とサービスの向上についてであります。家庭廃棄物処理手数料につきましては、事業費を踏まえた中で他市均衡を図っており、収入した手数料につきましては、全額、廃棄物処理事業に充当しております。さらなる廃棄物の減量を目指す上で、手数料を引き下げることは難しいと考えております。また、サービスの向上につきましては、家庭廃棄物有料化とあわせ、廃棄物広報紙「ごろすけだより」の発行に努め、順次、ごみ分別アプリの導入や雑紙回収袋の全戸配布を進めてまいりました。今後も市民の皆様にご協力いただけるよう、サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、（仮称）東大和市児童発達支援センター及び子育て支援拠点施設で行う事業内容についてであります。児童発達支援センターの事業内容につきましては、現状の市立やまとあけぼの学園で実施しております児童発達支援事業に加え、保育所等訪問支援などの地域支援や保護者支援等を実施していくことを想定しております。また、子育て支援拠点施設につきましては、親と子供が楽しく過ごせる居場所として気軽に来館でき、子育てを多面的に支援する場を提供できる施設を想定しております。

次に、旧みのり福祉園跡地の公募型市場調査についてであります。平成30年12月から平成31年1月にかけて、（仮称）東大和市児童発達支援センター及び子育て支援拠点施設の整備方法及び管理運営方法に関する公募型市場調査を実施しました。現在、応募のありました事業者と対話を終了し、その内容の公表に向けた事業者との調整を行っているところであります。

次に、带状疱疹・風疹・高齢者肺炎球菌ワクチン接種の有効性についてであります。予防接種は各種の病原体に対し免疫を持たない方への免疫を与えたり、増強させるために行われるもので、厚生労働省の専門部会などにおいて、感染予防、発症予防、重症化予防を目的に、ワクチンの製造販売、使用の承認及び予防接種法上の位置づけなどの措置がされております。带状疱疹につきましては、50歳以上の発症の予防として、平成28年に水痘ワクチンが任意接種として使用が承認されております。風疹につきましては、子供のときに定期接種の機会がなかった39歳から56歳の男性を対象に、感染予防を目的に平成31年に定期接種化が決定されております。肺炎球菌感染症につきましては、高齢者を対象に肺炎の重症化予防を目的に、平成26年から定期接種化さ

れ、70歳以上の5歳ごと、節目年齢を対象とする経過措置につきましては、引き続き平成31年度から5年間延長することが決定されております。

次に、当市の発症状況とワクチン接種の現状についてであります。帯状疱疹、肺炎球菌感染症は、届け出を行う感染症ではないことから、それらの発症について把握はしておりません。風疹につきましては、東京都多摩立川保健所が発表する感染症発生動向調査によりますと、当市の発症は平成30年の9月から12月にかけて4件が報告されております。また、平成29年度におけるワクチンの接種状況につきましては、50歳以上の帯状疱疹の発症予防を目的とした水痘ワクチンは、個人の希望により任意接種となりますことから、接種状況については把握はしておりません。先天性風疹症候群の発生予防を目的に、19歳以上を対象とした風疹ワクチンの接種者数は93人です。高齢者肺炎球菌ワクチンは、対象者5,063人、接種完了者1,834人となっております。

次に、市民への情報提供の状況についてであります。帯状疱疹の発症予防を目的とした水痘ワクチンの情報提供につきましては、市民の方からのお問い合わせに随時対応をすることとしております。また、先天性風疹症候群の発生予防を目的に実施する風疹ワクチン接種などは、市報や市の公式ホームページ及び窓口へのチラシ設置などにより情報提供を行っております。今後、成人男性を対象とした風疹の定期接種につきましても、適切に情報提供を行ってまいりたいと考えております。高齢者肺炎球菌など、成人の定期接種につきましては、市報や市の公式ホームページに掲載するほか、対象者となる方に個別に通知を送付しております。

次に、平成31年の多摩湖駅伝大会についてであります。第29回多摩湖駅伝大会は平成31年3月21日の春分の日に実施する予定であり、現在さまざまな準備を進めているところであります。今回の参加チームにつきましては、509チームに申し込みをいただき、参加人数は合計で2,000人以上となります。なお、参加人数の詳細やコース、大会の取り組みにつきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、多摩湖マラソン大会の開催についてであります。多数の選手が一斉にスタートするマラソン大会を市内で開催するためには、選手の安全面を考慮したコースの選定、関係機関との調整、今まで以上の大会運営スタッフの確保、必要経費の算定など、さまざまな課題があると考えております。そのため多摩湖マラソン大会の実施については、現状では困難であると考えておりますが、いつかはフルマラソンという思いを待ち続け、チャンスがあれば実施したいと考えております。

次に、東京街道団地の創出用地における地域包括ケアシステムの拠点施設の整備についてであります。医療や介護の分野では施設や病院から在宅への流れがあるため、今後、医療的ケアの必要な在宅高齢者がふえることが予想されております。このため高齢化率の高い清原地区においても、訪問系の医療、介護サービスの需要は高まるものと考えております。平成31年度から第8期の介護保険事業計画の策定に向けた準備を開始する予定ですが、その際、関係機関や市民の皆様の御意見を伺いながら、必要なサービスを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、平成31年の多摩湖駅伝大会につきまして御説明をいたします。

まず平成31年の多摩湖駅伝大会の参加人数であります。昨年の518チームと比較し、9チーム少ない509チームから参加の申し込みをいただいております。毎年、福島県喜多方市から参加していただくほか、宮城県、茨城県、群馬県からの申し込みもあり、年々、他県からの参加がふえてきてると認識しております。それらを踏まえ、当日は2,000人以上の選手に加え、応援に来る方々や関係者、来賓の皆様、近隣住民の方々な

ど、大変多くの方々が会場周辺に集まるものと考えております。

次に、大会のコースであります。昨年同様、水の精の像の前をスタートとゴールにする1周、約7.2キロメートルの多摩湖周辺コースと、1週、2.4キロメートルの公園周回コースの2種目です。

次に、ことしの大会の取り組みについてであります。大会のPRといたしまして、西武鉄道株式会社の御協力をいただき、3月7日から21日までの2週間、電車内の中張り広告として大会案内を掲載していただける予定であります。また昨年に引き続き、ロンドンオリンピックの代表選手で、本年9月15日に開催される2020年の東京オリンピック、マラソン日本代表選考会に出場する佐藤悠基選手が、ゲストランナーとして走っていただくことになっております。さらに、ゴール付近の走者同士の接触や混雑を回避するため、多摩湖周辺コースのスタート時間を、午前9時30分から9時20分に変更し、10分繰り上げてスタートすることにいたしました。また、公園周回コースでは、これまで小学生の男子・女子の部を除く各種目が一斉にスタートしておりましたが、参加チーム数を参考にして、今回から中学生の男子と女子のスタート時間を分けてスタートさせるなど、さまざまな改善を図りました。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時 7分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（押本 修君） ここで、中野志乃夫議員から発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○2番（中野志乃夫君） 先ほど私の一般質問において、不穏当な発言をしてしまったものですから、その点に関しては、「おかしな」ということ言葉で訂正させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○19番（東口正美君） では、改めまして再質問をさせていただきます。御答弁、大変にありがとうございました。

それでは、1番、財政状況の情報提供について、東大和市の工夫ということでございますけれども、前回、質問させていただいたときには、やはりまずは数字が正確であるということが大事だということで、今回もそういう御答弁だったんですけれども、わかりやすいついていうことを考えると、見せ方の工夫っていうのが必要なんではないかっていうような、前回も答弁をいただいていたと思うんですけれども、その点につきまして工夫をされたことがあれば教えてください。

○財政課長（川口荘一君） 市財政の情報提供に当たってのわかりやすさということでございますけれども、一つの例といたしましては、毎年度の予算編成後に、予算概要というような資料を作成しております。市議会議員の皆様にもその内容を御説明しているところでございます。こうした予算の概要、また予算に関する資料につきましては、毎年度、内容の見直しを行っているところでございます。可能な限り多くの財政情報を資料に提供していきたいという、まず考えがございまして、多くなれば多くなるほどわかりづらい点もござ

いますことから、資料の作成に当たりましては数値のグラフ化であったり、説明文書をなるべく簡略化するなどして、資料の作成に努めているところでございます。

以上であります。

○19番（東口正美君） 続きまして、イですね、他の事例も提示をさせていただきました。ちょっと前回の質問のときには、事業別の行政コストを出してるちょっと大きなまちを取り扱ったので、今回はそうではなくてというところで、京都府の精華町っていうところを見ていただいていると思うんですけども、担当の方には。アニメになっていて、セイカちゃんっていう、その町の多分キャラクターだと思うんですけども、漫画仕立てになっているっていう状況です。この町は3万人ぐらいの町で、新公会計制度の導入に当たって、固定資産台帳も一から取り組んだような、決して今まで早い段階からやってきたっていうわけではないけれども、漫画という手法を使って羅針盤という予算書、そして家計簿という決算書をつくってらっしゃるんですけど、表現は駆使していると思うんですが、数字的うちの市と特段違うものが出ているとは思わなかったんですけど、いかがでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 京都府精華町の財政に関する資料ということで、今回、御質問いただきまして、私どももその資料の確認をさせていただきました。

まず率直な感想ということで申し上げますと、今議員さんのほうから御紹介がありましたとおり、町の広報キャラクターを活用されておりまして、行政の資料としては非常にインパクトがある目立つ内容で、その町にお住まいの方々が手にとってみたくなるような、資料のつくりになっているのではないかとと思うところがございます。ただ、一方でこのような資料を作成するというふうになりますと、一定のコストが必要になってくるのではないかとこの部分もございまして、そのコストとの関係で、資料作成に当たっては、引き続きですけども、他の自治体の事例を参考としながら、市財政の情報提供の方法を現在研究しておりますし、今後におきましても、その方向で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○19番（東口正美君） 財政課が一番大事なのは、正確な数字を出していくということだと思っておりますので、さっき聞きたかったのは、載っている数字が、当市が持ち合わせている数字とは、それ以上に加工されてる数字が別に出ているわけではないので、その数字をどう見せるかっていうところの工夫が違うっていうことかなと思っはいるので。

そうしますと、その次の武蔵村山市の出し方って、もっとざっくりしてまして、写真が載ってるだけ、うちが出してる予算の出し方よりもっと、项目的には少ないけれども、写真とかイラストが入って見せやすくなってるっていう、ある意味それだけという言い方をすると失礼かもしれませんが、でもそれでもやっぱり見る側から、市民の側からしてみたら、ああこのことについてことは予算をかけるんだなっていうことが、見やすくなっているなというふうに思っているんで、そのことが言いたいです。

さらに立川市にいきますと、立川市のやさしい財政白書については前回も取り上げをさせていただきましたので、詳細には述べませんけれども、ここで注目しているのは、数字で見る立川市というところでございます。ここに載っているのが2つございます。1つは、立川市の1日で見るとっていうことで、出生数とか死亡数とか婚姻数とか、経年で、10年ぐらい前と今だとかいうふうの違い。出生数は、平成15年だと4.2人で、平成28年だと3.9人ですよっていうような、こういう数字が出てくるっていうようなことが1つ。もう一つは、事業別の経費について、保育所について、小学校について、学童保育について、中学校について、そして高齢

者福祉施設について、この5つについては、いわゆる事業別のコストが出てるっていうようなことでございます。

まず1つは、精華町や武蔵村山市がやってるような、数字はいじってないけど、見せ方を工夫してるってところと、立川市のように、その数字を用いて、もう少し身近な数字に落とし込んでるっていうこの事例を受けて、当市の財政課で考えていることがあれば教えてください。

○財政課長（川口荘一君） 他市の取り組みとの比較ということで、御答弁申し上げたいと思います。

まず武蔵村山市の資料に関しましては、当市と比べますと写真が挿入されているという点で、手にとって見たいような部分もあろうかと思えます。武蔵村山市と当市の違いは、その部分ですけれども、武蔵村山市は作成の時期が、例えば新年度の予算内容であれば、3月から6月にかけてつくってるような状況ということで確認をさせていただいております。当市の場合は、新年度予算に関しましては、予算の説明前に、非常に短期で作成してる部分がありますので、そういった点で作成期間の違いがまずあるということですので、その点で写真の挿入等は非常に、現在のスケジュール感からすると難しい部分がございます。

次に、立川市の資料に関してでありますけれども、立川市の資料に関しましては、たしか中学生に教材として活用できるような目的も一部ございます。当市の場合は、その点はないということから、御紹介があった立川市の出生であったり、さまざまな事業の変化ですね、経年の変化っていうのは当市の場合、載ってませんので、やはりそれぞれ資料の目的が異なっておりますので、その点は引き続き他市の事例を参考としながら、当市として取り入れるような部分がありましたら、今後の研究の中で考えていきたいと思ってるところでございます。

以上であります。

○19番（東口正美君） そうしますと、その次にもかかってきますけれども、立川市で出ている先ほど言った5つの事業は、保育所については、園児1人当たりの経費というのが出ていて、これが大体191万円、小学校の児童1人当たりの経費が37万円、学童保育所が児童1人当たりが34万円、中学校の生徒1人当たりの経費が21万円、そして高齢者福祉施策で高齢者1人当たりにかけている経費が9万9,000円だというふうに出ております。先ほど事業別コストの提示というところにいきますけれども、このように全ての事業ではなくても、この事業におおむね1人当たりどれぐらい経費がかかっているのかみたいなものを、東大和で出すことはできるのでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 事業別コストの提示ということでございますけれども、平成30年度には統一的な基準による財務書類というものを作成いたしまして、情報の提供をさせていただいたところでございます。当然統一的な基準ということで、国の統一的な基準になりますので、今後この財務書類が、他市比較でのベースになってくるのかなというふうな認識でございます。そして、現在の統一的な基準の財務書類っていうのは、財政課でつくっておりますけれども、市全体の財務書類というような内容になってございます。

現在その全体の財務書類から、事業別コスト計算書の作成に向けて、どのようにしたら作成できるかなどの研究を進めているところでございますので、少しお時間が必要な状況ではありますけれども、今後、事業別のコスト計算書をまず作成して、作成できた場合には、いち早く情報の提供を図っていきたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 期待しております。

例えばこの保育園の園児に191万円かかるっていうことが提示されてると、待機児童が10人いるっていうことは、これだけかかるんだなっていうようなことが、それが全てではないかもしれませんが、市民感覚でわかると、この行政にどうお金がかかっていくのかっていうことを考える機会にはなると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、そういう意味では違う形で財政状況を一生懸命発信している「ごろすけだより」についてでございますけれども、先ほどこの効果につきましては御答弁をいただきました。

また、アプリも開発をしていただいて、何てアプリだった——アプリもありますけれども、ここへの反響、また御意見があれば、アプリのダウンロード数も含めて教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） アプリということで、ごみ分別アプリということで、こちら東大和のほうで導入させていただいております。御意見としましては、すぐ見やすいということを多くの市民の方、私よく市民の方とお話しさせていただくのが好きなので、窓口に来られたときにもよく聞くんですが、そういった形で反響はいいという形で考えてございます。導入してから年数がたっているということもあります。また機種変更とかいろいろあるとは思いますが、その実態の中で、総件数ということでのダウンロードにつきましては、今現状、31年の1月末ということでは9,111件、ダウンロードがあったという形でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） もし、この「ごろすけだより」等を使って財政状況を公表していなかったとしたら、どうなっていたというふうに思ってますでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） でなかったらというところが、なかなか発言は難しいところではございます。ただ、やはり市民の皆様は、ごみにこれだけかかっているんだということは、知っていただくっていうことはすごく大事なことで私は思ってます。ですので市民の皆様が、これだけごみについてお金がかかっている。だったら減量して、ごみの関係については減らそうという、そういう機運を生むためには、やはり私はこれは必要だったという考えでおります。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 財政状況のきちんとした提示が、いろんな意味で事業を後押ししているというふうに私も思っております。

ですので、2番目に行きたいと思っております。この家庭ごみの有料化後の成果と課題についてということでございます。まずはこの減量をしていくということが、有料化導入の一番の理由だったと思っておりますけれども、そのことで有料化前と有料化後の数字ですね、例えば1人当たり出しているグラム数がどのように変化したのか、またそれはこの26市の中でどういう順位になっていったのか等を、わかることを教えてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） そうしますと、有料化前ということで、平成25年度と平成29年度ということで、比較という形で御報告させていただきます。

平成25年度に1人1日当たりの排出量という形になりますと761.5グラム。平成29年度の1人1日当たりの排出量につきましては670.4グラム。平成25年度のこれ順位という形で考えますと、多摩地区の中では12位、平成29年度にありましたら4位という形になってございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、済みません、順位なんですけど、この12位というのは、排出量が少ないほうからっていうことでよろしいかと思っております。12位から4位になったということで、排出量もざっくり90

グラムぐらい減ってるということで、成果があったというふうに認識をしていいのかというふうに思います。

その上で、課題ということでございますけれども、先ほどの市長答弁では、それでもたま広域資源循環組合の搬入量が超過してしまっているということが課題だというふうにありましたけれども、この搬入量を超過より下げるためには、あと何グラムというか、何キロなのかわかりませんが、どれぐらい減量すれば減らすことができるのでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) こちらにつきましても、一つの指標という形で御報告させていただきますと、やはり1人1日当たりという形が一番わかりやすいかなというふうに思います。ちょっと粗い計算になってしまっていて、平成30年度の搬入配分量、こちらと、平成29年度の搬入量、こちらのほうでいろいろ比較して計算させていただきますと、おおむね50グラムが一つの目安になるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番(東口正美君) あと50グラムということは、1人当たりのごみ排出量が620グラムに達すると、この搬入量を目標より下げることができるというふうになりますけれども、多分620グラムになると、26市、1位な感じかなという数字かなと思いますけれども、ちょっとそれはまた後にしまして、なのであと一人一人が50グラム頑張ればというところが、ここで明確になったのも、ある意味、この数字をきちんと追ってきた結果かなというふうに思っております。

私の質問が、この有料化後の成果っていう形だったので、この有料袋を使うごみの課題だけを御答弁いただいたんですけども、一応その排出方法が変わってからの資源物のほうの課題も、もしあればちょっと教えていただければと思います。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 平成26年10月から有料化ということと、平成26年8月から戸別回収、実施させていただきました。それは、もとになっているのが、平成25年の11月に有料化方針を定めてございます。その有料化方針の中に、有料化後において検証しましょうと。可燃、不燃、そして容器包装プラスチック、こちらのほう有料化をさせていただいて、その後のもの、資源物等につきましては、その状況等を確認した中で検討していこうと、有料化がいいのか、それとも何か違う方法がいいのか、それを今これから検証して、今後の資源物のほうの排出の関係につなげていきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○19番(東口正美君) それで、今現状、資源物のほうで抱えてる課題っていうのがもし具体的にあれば教えてください。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 資源物につきましても、課題といえますか、やはり市長を筆頭に「マイバッグ資源を入れて お買い物」ということで、店頭回収を今、引き続きお願いしてるというのは、市民の方をお願いしてございます。資源物のみの課題という話になりますと、なかなか全体という話になります。資源物につきましても、一つの指標の中でリサイクル率とかいろいろそういうようなものも出てございます。多摩の中でリサイクル率につきましても、ある一定線は東大和としてございます。それを、さらに上げていかなきゃいけないかなというところもございますし、また店頭回収ということで、EPRだったり、企業の努力のCSRだったり、そういったものを引き出すというのは資源としてのあるべき姿で、東大和市として資源は公共的な回収のほうから民間の活力のほうに移行するという形、それが今資源としての求められてるところなのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○環境部長（松本幹男君） 済みません、少し補足をさせていただきます。資源物なんでございますが、今現状、資源物はステーション収集という形になっております。当時、戸別収集を導入したときに、戸別収集の利点ということで、排出者責任の明確化が図れるという点を掲げております。ただ、現在は資源物がステーション収集になっておりますので、課題という点では、資源物の排出者の透明化が今は図れてないというのがございますので、そういった点では資源物ステーションに時折ですね、曜日が違う、もしくは不法投棄される、そういった課題が現状ございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ちょっと表現が難しくて、その排出者の透明化が図られてないってことは、このマナーが守られづらくて不法投棄につながってるということで理解をしました。

続きまして、公明会派では、もともとこの有料化に伴って条件をつけてきたことは、この減量の効果があらわれたときには、一定の成果は市民に還元してくださいね、市民の負担軽減を図ってくださいねっていうことを、その当時から主張してますし、これからも主張していきたいというふうに思っているんですけども、まず、そうは言っても先ほどの目標をクリアするためには、グラムを落とすということもありますけれども、まず一番簡単な負担軽減は有料袋を使う量を、入れる量を減らすことができれば、ごみの枚数がかさまないから買う量が減ってくるっていうので、まずはこの有料袋に入れるものを減らしていこうっていう取り組みだと思っておりますね。当初からそのために、おむつと枝木等は、この有料袋を使わないけれども、可燃物の日に出してもいいですよっていうふうになっています。さらにこの有料袋の中に入れるものを、それ以外で収集していただけるような方法がとればいいと思ってるんですけども、そういうところで市のアイデアがあれば教えてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 有料袋を使わないでという形ですが、今現状、有料袋のほう、指定収集袋のほうに入れていただいて捨てていただいているのは鉄類ということで、やかんだったり、フライパンだったりっていうところがございます。そういったもの、鉄類については、不燃という話になって、有料袋、指定収集袋を使っていくという話なんですけど、それは今後、抜いていけるような方向性は検討したいという形で考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） さらに分別を図るということだと思います。これまでも小型家電や、あと今はインクカートリッジなんかも分けて、できるだけ可燃物の中、また今言ったのは、不燃物も有料袋でとってるけれども、その中で多く見受けられるフライパンとか、そういう鉄のものを、さらに別の収集方法を考えて、袋を使わないで済むことを市としては考えているということなので、さらにもお願いしたい。それが一番、身近な市民負担の軽減かなというふうに思っています。

私は何年前かに、環境市民の集いのときに、縫いぐるみとかばんか何かだけを引き受けますよって言ったたら、長蛇の列ができてすごい量が集まったときがありますよね。なので、例えばそういうことも、本来なら可燃物になってたものが袋に入らないで済むのかなって思います。例えば私が知ってる範囲ですと、靴とかだと店頭回収して下さるところとかがあったりするので、そういうところとイベントで組みながら袋を使わないような仕組みも、まだまだ考えられるかなと思いますので、この辺を研究していただきたいと思ってます。まずそれが市民負担の軽減につながるかなっていうふうに思ってます。

さらには先ほど言いました、さらに減量を進めていくっていう中に、1つはたま広域に入れる量を減らすと

いうことは、これは可燃物を減らさなければならない。もう一つ、先ほどの目標の指標であった1人当たり何グラムのごみなのかというところ、この2つ、成果を図れる目標値があるかなと思ってるんですけど、まずこの二ツ塚への搬入量を減らすために、もっとこういうことを市民の皆様から御協力いただけたら、目標値に近づけるんじゃないかなってような方策を、市で考えていることがございますでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 先ほどちょっと言葉が足りなかったということで、申しわけありませんが、まず二ツ塚のほうに搬入してるっていうことは、焼却灰搬入させていただいてます。そうすると、市民の皆様が使っていただいている可燃、不燃、そして粗大ごみという形のものが、今、小・村・大——小平・村山・大和衛生組合、あそこの焼却炉のほうで燃やしているような、そういったものが二ツ塚のほうに入って、それを減らさなければならないということで、済みません、そこだけ補足させていただきたいと思えます。

これから考えていることということで、まず市民の皆様には、やはり購入する前に、全てにおいてなぜ必要なのかということで、一度立ちどまっていただきたいというのが、まず1点ございます。これについては必要の度合いをまず考えていただくということ、なかなか難しいとは思いますが。また、分別排出は徹底していただく。そして「マイバッグ 資源を入れて お買い物」、こちら市民の皆様にどんどん行っていただきたいということ。そして細かなところになりますが、食品ロスということが今、大きく叫ばれております。こちらについても廃棄物広報紙「ごろすけだより」で特集を組むなど、今熱を入れてるところでございます。やはり賞味期限と消費期限を理解する、買い物に行く前には冷蔵庫を1回ちょっとのぞいてみるというようなところが、やはりちょっとしたところが必要なもので、それについては私たち、市としては必要なことということで、大きく取り上げさせていただいてると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 日々の積み重ねだと思ってます。食品ロスについても、フードドライブも取り組んでいただいていることを感謝しておりますけれども、ここを何とか、ある意味、25年から有料化をしたということで、5年間で90グラムを削減し、12位から4位になれたっていうのは、当市の市民の物すごい、何ていうか努力の成果でもあるし、またそういうことに思いが至るといふか、そういうことができる市民の高い特性だと思うんですね。なので、さらに目標値を設定して、市もそして市民もともに努力していけば、目標到達できるのではないかというふうに私は思っています。

ここで最初から主張している、その目標値が、一定の成果が出たという、一定の成果とは何かということをも具体的にしていきたいということと、一定の成果ができたときの具体的な市民負担の軽減ができないかというふうに思ってるんですけども、まずはこの搬入量を目標値に近づけられたとしたら、財政的には幾らお金が今までより出さなくて済むのかというのを教えていただければと思います。

○環境部長（松本幹男君） 一定の成果というところで申し上げますと、今、目標として掲げます対成果という言い方になってしまうんですが、やはりごみ処理基本計画で、1人1日当たり排出量650グラム以下にするという目標設定をしております。もう一つは、先ほど来お話が出てます焼却灰の搬入量を割り当てられている量よりも下回る量にしていこうという、減量ということで目標を掲げております。

したがって、当面、平成34年度までには大きく2つを目標というふうにしております。先ほど来申し上げてますように、大きくここで市民の皆様の御協力によって減量ができておりますので、あと50グラム、1日当たり卵1個分、達成できそうで現実には難しいという部分も重々承知はしておりますが、そういったところを今目標に、私どもも事務に取り組んでおりますので、それが達成できたときというところの成果というところ

ろでは、なかなか現状のごみ処理手数料を引き下げるといのは、今後の安定的な施設の更新とも含めて考えますと、下げていくというのが現状難しいというところがございますので、手数料の御負担をなるべくこれ以上、上げないという努力は、当然現在からも含めて今後も取り組んでいくというところになります。二ツ塚の搬入配分量の貢献に至ったときの金額が、直近ベースでいきますと、貢献している団体に、今原資として約1億円というものが使用されております。団体別で見たときに、今、多摩地区26市でいきますと、小金井市が一番貢献度が大きいということで、小金井市さんの1年当たりの貢献して負担金から減額されてる額が、およそ3,000万円ほどあるというのがございます。ですから、その3,000万円をうちの市も将来的にはもらえるような、そういった方向を目指して行って、最終的にそれが達成できれば、そのところで3,000万円相当、そのところの市民サービスに努めてるような努力は、私たちが考えていかなければ、今後いけないというふうには考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） 目標達成のときには3,000万円ということなので、ここはビッグお年玉くじじゃないですけど、わかりやすい形で市民に還元をしてもらいたいです。1つは、袋の値下げということは非常にわかりやすい。ですけれども、もしそれができなかつたとしても、例えばごみ袋をある一定量、皆さんに配るとか、あっこれだけ頑張ったんだから、あっこれがその成果なのねっていうことが、何千万とか何億とか何兆の話じゃないんですよ。私たち生活者にしてみれば、1回ごみ袋を買う何百円とか何十円とかっていうところに実感を感じる。それが生活者というものなので、そういう実感を伴った市民負担の軽減、市民サービスをしていただきたいんですけども、この点いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今までも、今現状そうなんです、私ども年2回ではあるんですが、「ごろすけだより」を発行させていただいていく中で、これは前から申し上げてますが、全部が職員の手づくりでございます。印刷の外注費のみという形で、全戸配布をしてる状況でございます。また廃棄物広報紙「ごろすけだより」は、第1号からそうなんです、一番最終ページの下段に編集後記という欄を設けてます。ここの記載されてる内容のよし悪しっていうのはあるのかもしれないんですが、これ実を申しますと、私ども職員のモチベーションを上げるために、担当者の順番で記載をさせて、掲載して発行してるというのがございます。そういったところも含めて、やはり有料化で市民の皆さんに御負担を願ってるので、私たちがやはりそういう気持ちをきちんと持った中で仕事に取り組むというところで、その後には何か皆さんに還元ができないかということで、途中からなんですけど雑紙袋を、こちらのほうを「ごろすけだより」にあわせて配布をさせていただくという取り組みを現在進めております。これにつきましては市の負担をかけないで、今やっている事業でございまして、極力そこは今後も可能な限り、市負担かけないで皆さんに還元をしていくということに努めるのは当然でございますが、例えば今お話に出ました長年の目標であった二ツ塚処分への焼却灰の持ち込み量が超過し続けていたうちの市が、貢献団体に転じたというときになれば、そういったときにはまた何か、私どもは加えた市民サービスを、当然考えなければいけないと思っております。

一つの例で申し上げますと、これ他の自治体がかつてやった事例であるんですが、有料化をやるときに、実施の際に、戸別収集の各一軒一軒の世帯が、個人の負担でネットを買わなければいけないというケースが生じました。そのときに、ネットの購入費の半分を助成しよう、もしくは一定額を助成しようということで、有料化等が始まりますというお願いをするのとあわせて、年賀状を全世帯に出したという取り組みをしてる例がございます。

実はこれ、当時、有料化の導入を検討していたときから私は知っていたので、実はうちの市もやりたいなと思ってたんですが、なかなかその有料化の実施の時期との兼ね合いがございまして、なかなか正直、年賀はがきを市内全世帯の皆様へ、お願い等を含めて感謝を申し上げるような、そういった取り組みはどうかで今後やりたいなという思いが片隅にあります。ですから、そういったところを用いた中で、例えば達成記念というのは、当然「ごろすけだより」で進捗状況や御報告を市民の皆様にご覧いただけるので、その中で例えば一定程度の——例えばの話、袋ですね、市民の皆さんに配布できるようなことを今後できないか、そういったところは事務的な手続を含めて検討のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） そうすると、達成できましたっていう年賀状が届いて、そこにこんなプレゼントありますよみたいなことが書かれてるとかいうことを期待していいのかなというふうに思いますので、まずこの一定の成果が、その搬入量の目標達成っていうことで、恐らく3,000万ぐらいの効果がある。それを使って市民への負担軽減を図るということ、もう一度きちんと簡略な言葉で言っていただくとありがたいなと思います。

○環境部長（松本幹男君） 済みません、先ほどちょっと答弁が長くなりましたので、簡略に申し上げますと、3,000万円の貢献額が得られれば、私どものあくまでも事務方の試算でいきますと、全世帯に一袋、10枚入り一袋の袋を全世帯に配布したとして、およそ3,000万円ぐらいあれば、これならば実現ができる予算の枠であろうというふうに考えておりますので、それらの実現に向けて、市民の皆様にご協力を呼びかけて、早く私たちが実施できるように、これからも仕事に邁進したいと思います。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

この明確な目標を設定し、その効果を市民に還元するということは、非常にすばらしい事業だと思いますので、私も精いっぱい努力をしていきたいと思っておりますし、このことができれば、さらに違うインセンティブをかけていたときに、さらなるごみの減量っていうことは、まだまだ資源物も含めて可能なのではないかとこのように思っております。なので、そこは必ず一定の成果の還元を市民にすることが大前提で、インセンティブをかけていくというこの考え方を、ぜひ守っていただきたいなというふうに思っております。そしてこのことは、ただごみの減量とかそういうことだけではなくて、市長がいつも言われる市民との協働、同じ目標に向かって市と市民が同じ方向に向かって汗をかいていくっていう市民協働の一つの形になっていくと思っております。なので、そのためにはきちんとした財政の説明ということが必ず必要になります。ですので、わかりやすい財政状況の提供ということ、いま一重、力を注いでいただきたいと思っております。この件についての市長の御所見をいただければと思います。

○市長（尾崎保夫君） 今いろいろとお話を聞かさせていただきました。それで、わかりやすい財政とごみの関係ですけども、先ほど御質問者からあった精華町ですか、それから武蔵村山、早速、見さしてもらいましたけど、それとあと私どものほうの「ごろすけだより」、「ごろすけだより」はごみという、廃棄物の収集というか、新聞という、事業はその事業の部門、1つだけですけども、私どもの「ごろすけだより」はほかの——今、精華町と立川とか武蔵村山って載ってましたけど、負けないか、それ以上ではないかなって、改めて今、中身を見て比べさしてもらったんですけど、そのくらいすばらしいものだというふうに思っておりますし、1事業部門ということもありますけども、そんな考え方を全市的、一般会計全般にわたっていければいいかなというふうに

も思っています。

またごみの減量につきましては、先ほど部長から話がありましたけども、620とか650とかっていうことで数字的にはどんどん落ちてきていると。これは廃棄物全体に東大和では言えることであるかなと思ってます。これからももっともっと減らすということで、よく職員には廃棄物処理基本計画と言いますが、あれサブタイトルが、ごみゼロプランって言われてますんで、ごみゼロだと、ゼロを目指すんだということは常々申し上げてるわけですけども、市長、ゼロは無理だよって言ってますけども、そんな中でも創意工夫しながら、毎年のように新しいことを進めていっていただいて、その成果が出てきてると。また新年度にも、新たな成果が出てくるのではないかなというふうに思っています。そういった意味では、その成果——ものをですね、インセンティブっていう先ほどお話ありましたけども、それを還元するという考え方はあってもいいかなと思ってますし、そんなことができる市は、できるようになったら素晴らしいなことだし、東大和市の知名度も大幅に上がるかなというふうにも思っています。職員と一緒に頑張っていきたいなと思っています。

以上です。

○19番（東口正美君） ちょっと私が市長に聞いたこととは、ちょっと違う答弁だったかなって、市民との協働を進めるためには、財政状況をきちんと説明しながら、同じ方向に向かってやっていくのに、このごみの事業は試金石になると思うんですけども、市長はどうお考えですかということを聞かせていただいたつもりなんですけれども。

○市長（尾崎保夫君） 全然違うことでしたね。

ごみということで、要するに昔から思ってることの延長ということは、今だと思ってんですけども、というのは、ごみ行政というのはそれぞれの地域の個性があるんですよ。これはもう何十年前から。違うんですよ、隣の市と。例えば3市やってますから、小平と私どもと武蔵村山市は同じであって普通はいいかなと思うんですけど、それぞれ歴史があって、それぞれの自治というか、ごみに対するその地域の方々だとか、いろんな方が違うということでありまして、そういった意味では地域の方々とどれだけ手をつなげていけるか、やっぱり地域とともにというそういう考え方をしっかりと、そして職員もですね、先ほど課長の話があったように、そういう方、いろんな方と話をしながらっていうふうなお話があったと思いますけど、やはりそういうふうなものを通して地域の方々に力をおかりしながら、そして何よりも地域の方々、そこに根差して生活しているそういう方々は、やはり消費者っていう意味では非常に賢いところがあるかなと思います。そういうふうな方々と一緒になりまして、東大和のごみ、さらに減量していくということで、市とそれから地域の方、市民の皆さん方と手をつないで、日本一減量が進んだまちにしていければと、そのように思っています。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。市長おっしゃるように、この分野では恐らく東大和市はトップランナーになれるはずだというふうに思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

続きまして、3番に進みたいと思います。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） それでは午前中に引き続き、再質問させていただきます。

3番の質問に行かせていただきます。

東大和市児童発達支援センター及び子育て支援拠点施設についてということで、昨日も他の議員が質問されておりましたし、御答弁をいただいておりますので、この児童発達支援センターとして、まずはこのやまとあけぼのの老朽化問題を解決していくということ、一つ受けとめさせていただきました。もう一つ、子育て支援拠点については、親と子供が楽しく過ごせる居場所として、気軽に来館でき、子育てを多面的に支援する場ということの提供ということで、この表現からすると非常にまだこの具体的にたつてる部分となつてない部分があるんだなあとということを受けとめております。先ほど壇上でも述べましたように、今まで質問させていただいた中で、もう一つ、子育て世代包括支援センターの設置ということ、この3要件等も過去に確認させていただきながら、こちらもこの地域を使つてということ、今まで思つてきたわけですが、この辺の考え方を今どのように考え、整理されているのかお聞かせいただければと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、本来であれば、大きな土地等があつて条件もあれば、本来はそういう子供たちの中核的な場として、そういった全てのものが集約できる、そういった複合的な多様化した施設があるのは望ましいというふうに考えております。ただ、みのり福祉園の用地につきましては、3,000平方メートルという土地の大きさの制約がございますことや、一定程度の高さしかできないというような制約がございますので、今回サウンディングを行わせていただいたのも、そういった制約の中でどのような機能であれば、民間事業者の参入意向とかアイデアとか市場性も含めて、できるのかつていうことの見聞等を聞かせていただいておりますので、そういったことも踏まえて、一番その中で、制約の中でベストなものを取り組んでいけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。さまざま御検討いただいていると思います。

それで、まだこのサウンディングのことも、取りまとめて発表が、この後になるということですので、そのことも了解した上で質問させていただきたいと思つておりますけれども、そうは言つても、先ほども言つたように、やまとあけぼののことを議場で私自身が取り上げさせてもらったのは平成26年ということで、既に5年がたとうとしている中で、この間、担当部の皆様は、ずっとさまざまお考えをいただいていた中で、今回このサウンディングをやろうというふうに思つた背景といひますか、またこのやるに当たつてさまざま検討もされたでしょうし、あらゆる知見を活用されていると思うんですけども、このサウンディングに当たるに当たつてのそのようなことについて、教えていただければと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これまで、みのり福祉園の用地の活用につきましては、市のほうでさまざまな手法等を含めて検討してまいりました。事業採算性とか市場性を含めて、効果的、効率的な活用の検討などもさせていただいておりましたが、市の内部だけでの検討では限界がありましたので、次の展開を求めて、昨年、平成30年の6月に国土交通省が民間活力の導入など、地方自治体が官民連携事業を実施するときに、地方公共団体向けの手引きつていうのを公表いたしました。また、あわせて同時期に、費用が無償で東洋大学の研究機関、研究センターが、自治体の整備計画やその整備構想のない段階で、無料で民間、そういった意見をいろいろ交わしましつていうのをやつていただいたので、それに参加をさせていただいたところ、ぜひそういった民間はさまざまなアイデアやノウハウがあるのでサウンディング——公募型市場調査を実施してはどうかというような御助言もいただいたこともございまして、市の中で市長の御決裁をいただつて、踏み切つたところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 詳細に教えていただき、ありがとうございます。

そういう意味では、本当に担当部がさまざま検討、努力をされているっていうことが、このことをとってわかるかなというふうに思いますし、また一方、この公共施設マネジメントっていうことを考えながら、全ての事業が横でつながっていくっていうことも改めて感じております。また、最終的にこのみのりの跡地を最大限に有効活用していくためにということにおきましては、この子育ての施設っていうことだけでなく、恐らくさまざまな民間活力が導入されていくことだと思います。そういう意味では、今回この地の、みのりの跡地のサウンディングっていうだけではなくて、市のほかの今持っている財産をどのように生かしていくのかっていうことでは、まだ決定事項になっていない検討段階のものが、まだまだたくさんあるのかなっていうふうに思いますと、ある意味まだ、こんな意見もあんな意見も、議場でも検討してもらったり、要望したりすることができる時期であるのかなっていうふうにも感じております。

今回は、ともかく児童発達支援センターを中核に考えているということですが、広く子育て支援について、包括支援センターのことも言ってきましたけれども、ほかにも例えば、いつも言われているのは、小中学生の学習スペースが欲しいとか、私たちもずっとところころの森のような子育てひろばが欲しいとか、そういうさまざま子育てというのは、決して乳幼児期ではなくて、青少年のところまでいろんな事業が考えられるわけで、そうしますと市の今ある財産を使って、さらに日本一子育てしやすいまちということで、シンボリックな、そういう公共施設を今後、検討することもできるのかなっていうふうに思います。さまざま検討している中で、今の時期どこまでなのかわからないんですけども、市としてほかにどんな意見というか、どんな検討をされているのか、お話しできる範囲で伺えればと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まだ検討という段階には全く至っておりませんので、今議員からいろいろ御提案いただきましたが、子供たちですね、子供と子育て支援のそういった中核的な施設、現在ある児童館とかいろんな施設もありますけれども、そういったところを、やはり連携して、中心となって動かすような機能を持った施設というものが、本来あれば望ましいのかなというふうにも考えておりますので、そういったところにつきましては、これから市全体でさまざま検討していくものと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） もう1点だけ。その東洋大学での所見をいただいたときに、こんな意見もあって、こんなアドバイスもありましたよというようなことで、お話しできることがあればお聞かせください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 東洋大学のPPP公民連携研究センターにつきましては、そちらのほうでも以前からさまざまな、全国でそういった研究をされて、いろいろな自治体との連携を含んで、有効的な官民連携ということで土地の活用をされてるようでございます。当市におきましては、やはり一番これからの問題となるのは、やはり公共施設の再編というところで、小中学校も含めたさまざまなそういった公共施設を、やはり行く行くは縮小していかなければならないだろうというようなお話もいただいたところでございます。そういったところも含めて、公共施設全体でどうしていくかっていう視点も持ちながら、今回のこのみのり福祉園の用地というところを考えていったほうがいいのかというようなことでのお話をいただいたところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） スクラップ・アンド・ビルドみたいな言われ方をされます。どうしてもつくるほうに関しては、いろんな希望や、そういうことを申し述べやすいわけですが、一方で縮減していかなくやい

けないってということも、また一方で事実であると思いますので、今回はこの子育て支援部がそういう意味では先頭を切って、そういうことまで視野に入れて一つの事業を行おうとしている。まずはこのやまとあけぼのの老朽化に対する問題、またこの児童発達支援センターというのは、32年度を目途につくっていくってということもありますので、御努力を評価したいというふうに思いますし、子育て世代包括支援センターは、今まだハード面では見えてませんが、これも32年を目途に設置していくってということになっておりましたけれども、これ当市で、もし今回のみのりの中にハード面で包括支援センターができないとすると、どういうことになるのか、現在の事業の状況とあわせてお答えください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 子育て世代包括支援センターにつきましては、現在、保健センターの母子保健部門と、現在既に実施しております子ども家庭支援センター、この機能の両方が合わさって運営しておりますので、現時点でもソフト面では、既に子育て世代包括支援センターを運営してる市になっているところがございます。これをさらにハード面で一体化して、なおかつ子ども家庭支援センターにつきましては、昨今、言われております児童虐待防止の機能をさらに強化した、国で言われております子ども家庭支援総合拠点ということになるように、構築をしていかなければならないと考えてるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 多岐にわたる事業をさらに検討していかなきゃいけないということで、担当部のさらなる奮闘を応援しておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

3番につきましては、以上にさせていただきます。

続きまして4番、ワクチンのことについて聞かせていただきたいと思っております。

このワクチンの有効性ということを聞かせていただきましたけれども、私もこの带状疱疹について、改めて今回知ったわけで、ただ私の周りにいらっしゃる方たちは、結構この带状疱疹で悩んでおりますし、後々の痛みが残るということで、带状疱疹の治療が終わった後にも、比較的長いこと痛みどめを飲まないで寝れないというようなことを伺ったりとか、また痛いというだけではなくて、顔面に麻痺が出たりするってというようなことも含めて、相当多くの方がこれで悩んでる、苦しんでるってということを見ってきましたので、今回初めてこの28年に、50歳以上の方にこの水痘ワクチンを打つことが、この带状疱疹を予防するということ、厚生労働省が言ってるってことを知りましたので、ぜひともこれは市の皆様に知っていただきたいなというふうに思ったんですけども、これはまだまだ一般的ではないのかってということと、これ任意接種になっておりますけれども、金額が幾らぐらいかかるのか教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 带状疱疹のためのワクチンの一般的な認知度でございますけども、厚生労働省が任意接種として認可をしたときに合わせて、定期接種化に向けて厚生労働省のワクチンの部会のほうで、検討がされてるワクチンの一つとなっております。そういった意味では、今審議会のほうでワクチンについて、带状疱疹の後の後遺症としての神経痛、またワクチンを、どのぐらい打った後、その効果が続くのかといった期間、またどの程度その神経痛で治療なさってる方がいるのか、その治療の内容など、そういった定期接種化に向けての費用対効果も含めて、今検討がされているというふうなところでございます。そういうことで带状疱疹ワクチンについての認知度は、徐々に広がっていくものだというふうに考えております。

それから、ワクチンについての価格でございますけども、水痘瘡ワクチンを今——が標準になっておりますので、今現在、市のほうでお子さんの定期接種で行っていますワクチンについては、大体価格が5,000円程度ぐらいという形で認識しております。任意接種となりますので、そこにプラス初診料、注射料といったよう

なものがかかりますけれども、おおむね1万円以内で済むのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

じゃ、続きまして風疹ですけれども、こちらはここで大きく国のほうも予算をつけまして、予防接種の推進をしますけれども、クーポン券等もあるということで、この辺の事業の詳細を教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 成人男性の風疹についてでございますけれども、今回、平成30年7月ごろからの風疹の流行を受けて、平成31年から3年間の期間を限定に、39歳から56歳の男性を対象に、定期接種のA類となったというところでございます。今、細かな仕組みについては、国のほうが今後、具体的に通知で示すことになってございますけれども、今現在、明らかになっておりますやり方としましては、この対象となっている方が、非常に働く世代ということで、忙しい世代ということもあり、なるべく多くの方に風疹の抗体検査と、また抗体検査の結果、抗体が低い方には予防接種を打っていただけるように、住所のある市町村以外、全国のどこでも打っていただけるような仕組みを国のほうが考えてるところでございます。

具体的に言いますと、市町村国保加入者、自営業の方に関しましては、特定健診のときに血液検査の項目に風疹抗体検査を加えて実施するパターン。また、正規の一般のお勤めの方に関しては、事業所の健診のときに血液検査の項目に加えていただくパターン。また、休日、夜間等においても、都道府県の医師会や病院協議会の協力をいただいて、風疹の抗体検査や注射に協力いただけるような、そういったような仕組みを国のほうが考えております。国のほうが統一的なクーポンを対象となる方に送って、その方がクーポンを持っていけば、どこでも受けられるようにというような仕組みを、大枠として考えているというふうなことを把握してございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。ですので皆様、対象だと思われる方は進んで、あらゆる機会を捉えて抗体検査、風疹の予防接種、受けていただければと思います。

続きまして、肺炎球菌のワクチンにつきましても、ここで26年から5年がたちまして、一旦この65歳だけになるみたいなことになりましたけれども、さらに5年間、経過措置がとられるということですのでけれども、クーポン券もらって受けてない人でも、あと5年間はこうしたら自己負担が少なく受けられるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成26年10月から始まったものでございまして、65歳以上の方が1回打つと5年は効果が持続するという形になっているワクチンでございます。今回、30年度で一旦、経過措置の5年が終了するところでございますが、高齢者についての肺炎は非常に重篤化、また死亡の多くを占めるということで、国のほうがこの経過措置を延長したということでございます。

この5年間のうちにおきまして、高齢者肺炎球菌の定期接種を受けていなかった方に関して、もう一度、さらにこちらのほうで把握しております未接種者の方に通知を出しまして、その方が受けていただくような形を考えております。

受けていない方に関しましては、そのかかりつけの先生と相談していただいて、その任意接種等の手段もありますので、肺炎球菌ワクチンを、接種を必要な方が受けられるような形で、広報等も含め情報提供に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

ですので、いろんな機会を捉えて、今回、市報に、前月号でしたかね、子供の予防接種もばんっていう形で出させていただきましたけれども、大人もこれだけ予防接種の種類があって、こういう効能がありますよっていうことを、まずはきちんと情報提供していただいて受けていただきたいなと思いますし、今回、見ましたら子供と大人のワクチンサイトみたいなまとまったサイトもありまして、こういうのもホームページ等に張りつけていただく、または当市で出しております健康カレンダーも大変有効な方法でありますので、ぜひ市民の皆様にご丁寧な情報提供で接種率が上がりますよう、よろしくお願いたします。

以上で、4番も終了させていただきます。

続きまして、5番目の多摩湖駅伝に行かせていただきたいと思っております。

今回の参加者、コース等を聞かせていただきましたけれども、毎年、確認させていただいていますけど、本当はことしから中堤防の耐震化によるコース変更があるというふうに思っていたんですけども、何とかことは同じコースでできそうだとということで、このコースは来年度以降はどのようになりますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京都のほうにお話、伺いましたところ、今度の駅伝、多摩湖駅伝が終わった後、工事に入るということで、31年度、今度じゃなくてその次の駅伝大会は、そこを使って今までみたいなコースでの駅伝はできないと、そういうふうに伺っております。

以上です。

○19番（東口正美君） そうすると来年度からのコースについては、どのような検討がされているのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 新しいコースについて、これまで今年度、実行委員会のほうで議論を重ねてきております。候補としては4つあるんですけども、今まで過去に実績のある多摩湖南側を往復するコースとか、それから北側を走る、往復するコースとか、あと上堰堤の道路を使って周回するコースとか、あと狭山公園内を走るコースですね、その4つで議論を重ねてきております。実行委員会では順位をつけて、その後、主催者会議を行いました。市、教育委員会、体育協会による三者による主催者会議ですが、その中ではまだ議論の余地があるということで決定を見てございません。その後、担当の職員が東大和警察署や所沢警察署に相談に向くなど、現在も関係機関と調整をしております。今後その検討が終わりましたら、再度、主催者会議を開催しまして、新コースの決定をして、その詳細を実行委員会で今後詰めていくと、そんな予定でおります。

以上です。

○19番（東口正美君） 済みません、時間の関係で走って答弁していただいてありがとうございます。

なので、まだ議論の余地があるということなので、いつかはフルマラソンということも含めて、来年度は市制50周年、そして東京オリンピックということもありますし、今までも何度も取り上げさせていただいてるので、安全性が一番だということもわかっていますので、規模のことは言わないんですけど、ここはやはり女子フルマラソン発祥の地でございますので、何とかこの機会に、どうせ検討を重ねるので、またその次の年の駅伝、駅伝のこの春分の日以外は、なかなかあそこを多くの人数が走るということは難しいということも承知していますので、記念大会みたいな形で、一度フルマラソンということも議論の中に入れてもらえないかなっていうことで、もう一回ここで要望させていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 多摩湖の堤体強化工事の期間中、多摩湖を全周するマラソン大会をしてはどうかという御提案でございますけども、議員のおっしゃるとおり、東大和市は昭和53年に日本初の女子フルマラソン大会が行われたまちでありますので、この機会にいかがかということはよく理解しているところでござい

ます。しかしながら、当市の駅伝大会はさらに歴史が古く、現在の多摩湖駅伝の前身であります狭山湖駅伝が行われたのは昭和26年でございます。その後、56年まで合計31回を行い、その後、上堰堤の交通事情の悪化によりまして一時中断したことはございますが、その後、駅伝復活を期待する多くの市民の声に応えまして、平成3年5月に陸上競技協会の主催で第1回の多摩湖駅伝大会が開催され、その後、第4回から市教育委員会、体育協会が加わりまして現在に至っているという状況でございます。

これだけ長きにわたりまして続いております当市の駅伝大会、これを私ども担当部としましては、途切れさせることなく続けていきたいという思いでございます。そのために現在、新コースの決定については、非常に重要であり、喫緊の課題であると考えております。そのため今後も駅伝大会が続けられるよう、現在はこの課題の解決に専念をしたいと考えてございます。そういうことで、現状ではマラソン大会の開催は難しい状況でございます。

ただ、市長から、いつかはフルマラソンという思いを持ち、チャンスがあれば実施したいという答弁をされておりますので、そのときのために情報収集は続けてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。今大会も大成功でありますよう、あと今回、ゲストもビッグだと思ったんですけども、西武に中づり広告をしていただくということで、部を越えての御協力があったというふうに伺っております。市を挙げての多摩湖駅伝、ことしも安全で大成功でありますことを祈っております。

それでは、5番目を終了させていただきます。

6番目に行かせていただきます。

東京街道の創出用地におけるこの使い方につきまして、前回の議会でここが特別養護老人ホームの候補地になってるというお話がありまして、この生活支援ゾーンというのを、都営で暮らす皆様のためということをお考えと、一番、私自身が実感として必要だなと思ってるのは、訪問医療看護、介護のやっぱり中心拠点ではないかというふうに思っています。ますます単身高齢者、また90を超えておひとりで暮らしている方が多いという実情をお考えと、なかなかまだ世の中には、この訪問医療を中心とする施設というのではないのかもしれないんですけども、そこをすごく強く思っております。これを実現するためには、これ東京都の土地でございますし、東京都の考え方というのが一番に用いられるわけですけども、この東京都に対して、この生活支援ゾーンで、市としてどのような要望を現在行っているのか、お聞かせいただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 現段階では、まだ要望という段階ではございませんけれども、東京街道団地の創出地の活用に関しまして、東京都のほうから調査の一環といたしまして、市のほうにお尋ねがございました。その中で、これは市の全域ということでございますけれども、介護等のサービスの充足状況などにつきましてヒアリングを受けました。内容としましては、高齢化の進展ですとか、在宅医療、在宅介護の進捗状況などを踏まえまして、今議員からもお話がございました訪問診療ですとか訪問看護のような医療系の訪問サービス、または特別養護老人ホームなどの今後の必要性などにつきまして、需要が高まると思われるような回答はさせていただいております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私は別に特別養護老人ホームができるということを否定しているわけではなくて、ただそれがぼんってできてしまうだけ、いわゆる施設系の介護士事業があるだけでは十分ではないなというふ

うに思っております。御自宅ですできるだけ長く暮らしたいとみんな思ってますし、今も多くの単身高齢者の方がたくさん介護のヘルパーさんや、また訪問看護師さんたちに来ていただいて、そこで古くからの顔見知りの人たちと生活をしているという実態がございます。そこに、さらに訪問医療が加わったらどんなにいいかということが、私の日ごろ実感しているところでございます。東京街道団地は、最初にできるときに診療所がある都営団地というのが、たしか売りだったと思いますし、今も診療所がございます。ただ、その診療所に行くのでさえタクシーに乗らなければいけない、この90代の単身者のことを思うと、いわゆる施設ができますっていうだけの都営団地の開発でいいのかなっていうのを思っていますので、折あるごとに私も東京都の説明会とかに行くときも、そういう思いを伝えられる場面では伝えております。ですので、ぜひ市と東京都と協議するときには、そのようなことを酌んでいただいて、進めていただきたいなっていうふうに切に思っております。当然ここも民間活力の導入とかっていうことも考えられるでしょうし、そうなるとなかなか、いわゆるこういう市の要望が後回しにならないように、ともかく今いる人たちにとっても、利益のある生活支援ゾーンの構築をお願いしたいなと思いますので、その点ももう一度お考え、お聞かせいただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 確かに議員のおっしゃるとおりでございまして、現在、東大和市医師会の名簿等の中では、往診実施の医療機関が11、また訪問診療を実施しているところは6医療機関、これは重複の関係がございますけれども、決して多い状況ではないというのは承知してございます。1カ所、訪問診療を専門にということもございますけれども、当然国の状況、また市の地域包括ケアシステムの構築におきましても、医療と介護の連携というのは大変重要な状況でございます。一つの施設の中で医療も介護も全てというのはなかなか難しいところがございますし、また連携という形でもあり得るかなというふうに思っております。そういったところも含めまして、東京都とこれからお話をする機会の中では、そういったことも含めてお話をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） 何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○議長（押本 修君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成31年第1回定例会における一般質問を行います。

初めに、新総合計画策定に向けた取り組みについて伺います。

昨年11月に、（仮称）東大和市新総合計画策定方針が示され、平成34年度を初年度とする新総合計画の策定に取り組むことが表明されております。総合計画を構成する基本構想につきましては、地方自治法において策定が義務づけられていたものが、地方自治体の主体性を尊重する観点から、現在では策定の義務づけが廃止をされております。

そういう中で、引き続き策定に取り組まれるということであれば、市長自身が明確にこれからのまちづくりの方向性を指し示し、市の中長期的なビジョンを明らかにするとともに、市政のトップリーダーとして、みず

からの政策や理念を新総合計画に反映させていくべきと考えております。

そのような観点から、新総合計画策定における取り組みについて、尾崎市長の率直なお考えを伺わせていただきたいと思い、以下の点についてお尋ねいたします。

1として、現在、計画が実行されております第二次基本構想（改訂）及び第四次基本計画において、達成に向けての進行管理や実績の評価はどのようなものか。

2として、新総合計画策定における第三次基本構想及び第五次基本計画の策定に向けた取り組みについて、以下の点についてお尋ねいたします。

アとして、現在、どのようなことが検討されているのか。

イとして、将来都市像「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」に、平和都市の視点を持った修正を行うべきでないか。

ウとして、国連が掲げる持続可能な開発目標、SDGsを計画に反映させることについて、どのように取り組んでいかれるのか。

エとして、日本一子育てしやすいまちづくりなどの重点プロジェクトを明示し、所管部を越えた推進体制を整備する考えは。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた平和事業の充実について伺います。

東京で2回目の開催となりますオリンピック・パラリンピック大会の開催の意義について、市長は常々、単にスポーツを通じた国際大会ということではなく、世界平和を目指す平和の祭典としての意義を強調されておられます。そうであるならば、その平和の祭典としてのオリンピック東京大会が開催される2020年において、当市ではどのような平和事業を展開していかれるのか。当市においては、旧日立航空機株式会社変電所を市の平和のシンボルとして保存し、平和事業にも積極的に活用されております。

そこで、以下の点について伺います。

1として、旧日立航空機株式会社変電所を平和のシンボルとした平和事業について、2020年にどのような目標を持って事業展開に取り組んでいかれるのか。

2として、変電所の保存に向けた取り組みについて。

アとして、今後の計画はどのようにになっているか。

イとして、ふるさと納税を活用した寄附について、これまでの実績を踏まえて、どのように取り組んでいかれるのか。

また3として、ユネスコが提唱する、平和の文化の理念を当市の平和事業に反映させていくことについて、どのような認識を持っているのかお尋ねいたします。

最後に、東大和市ブランド・プロモーションの事業展開について伺います。

当市においては、平成27年に想定した人口ビジョンにおいて、平成32年を人口のピークに想定していたにもかかわらず、想定よりも速いペースで人口減少に転じたことを明らかにし、平成29年4月に定住人口の増加を目的とした東大和市ブランド・プロモーション指針が策定、公表されております。その上で、昨年3月にはブランド・プロモーションの取り組みをより一層推進するために、アクションプランが策定をされております。私は、16年前、市政に初めて挑戦をする際、住んでみたいまちナンバーワン東大和を目指しますと訴えまして、初当選をさせていただきました。全国で多くの自治体が人口減少の大きな波に襲われている中で、東大和市がまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、ブランド・プロモーション指針に基づいた定住人口の増加に取り

組まれていることは大変にうれしく、高く評価をするものであります。東大和市が住んでみたいまち、また住み続けたいまちとしてさらに発展していくためにも、これらの指針やアクションプランでの取り組みをさらに加速させていただきたく、以下の点についてお尋ねいたします。

1として、アクションプランにおける以下の実施状況と効果について伺います。

アとして、認知度の向上。

イとして、スタッフプライドの醸成。

ウとして、シビックプライドの醸成。

2として、東大和ブランドの確立に向けて、広報キーパーソンの活用はどのように取り組んでいかれるのか伺います。

3として、市制50周年に向けての新たな事業展開と今後の展望をどのように描いているのかお尋ねいたします。

この場での質問は以上として、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、第二次基本構想及び第四次基本計画の取り組みの進行管理等についてですが、進行管理としましては、毎年度、第四次基本計画に掲載している主な成果指標、活動指標の実績を調査し、その結果を市内で共有しております。その実績の評価としましては、各施策ごとに施策評価を行い、評価時点の課題や今後の方向性等について明らかにしております。

次に、新総合計画の策定の検討状況についてであります。平成30年7月に総合計画策定本部会議を設置し新総合計画の策定に向けた検討を進め、11月に(仮称)東大和市新総合計画策定方針を策定しました。この策定方針では、新総合計画策定の基本的な考え方や計画の構成を20年間の基本構想、10年間の基本計画、3年間の実施計画の3層とすることなどを定めており、この策定方針に基づき、新総合計画の策定に取り組んでまいります。

次に、新総合計画における将来都市像についてであります。現在の総合計画におきましては、市民と行政が持つまちづくりの共通目標として、将来都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めております。新総合計画における将来都市像につきましては、今後、策定を進める中で将来のまちづくりの展望を考えながら検討してまいります。

次に、SDGsの新総合計画への反映についてであります。SDGsは平成27年に国際連合で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた国際社会全体の開発目標であり、包括的な17の目標等から構成され、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みを示すものであります。SDGsにつきましては、その目標達成に向けて自治体の役割が重要であると言われております。SDGsの新総合計画への反映につきましては、今後策定を進める中で検討してまいります。

次に、新総合計画における重点プロジェクトの明示や、推進体制の整備についてであります。少子高齢化や人口減少が進展し、厳しい財政状況が続く中、将来にわたって活力ある東大和市を維持していくためには、長期的な視点に立ち、重要施策を選択し、効果的、効率的な行財政運営を行っていく必要があると考えております。新総合計画における重要施策の明示や、施策の推進体制につきましては、今後、策定を進めていく中で

検討してまいります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた平和事業の取り組みについてであります。平和事業につきましては毎年8月を平和月間と位置づけ、平和市民のつどいの実施を初め、平和文集の発行のほか、東村山市と連携して行う小中学生の地域の戦争、平和学習広島派遣事業などに取り組んでおります。平成32年は平和の祭典である東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますことから、市民の皆様が平和のとうとさを認識してもらえるような、平和事業となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、旧日立航空機株式会社変電所の保存に向けた今後の計画についてであります。平成29年度に行いました変電所の現地調査報告書に基づき、平成30年7月に変電所を保存するための基本方針を策定いたしました。現在はその基本方針に基づき、基本設計を実施しているところであります。今後の計画と詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ふるさと納税を活用した寄附の実績を踏まえた今後の取り組みについてであります。変電所を保存するため、平成28年10月から始めましたふるさと納税を活用した寄附の取り組みには、これまでたくさんの方々から寄附金を、熱い思いもあわせていただいているところであります。今後の取り組みにつきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ユネスコが提唱する平和の文化の理念を平和事業に反映させることについてであります。平和の文化につきましては、1995年にユネスコ第28回総会で提唱されたものであります。当市としましては、ユネスコの提唱する平和の文化の趣旨を理解しながら、平成2年10月に定めた平和都市宣言に基づき、平和事業を行うことが重要であると考えております。

次に、東大和市ブランド・プロモーション指針アクションプランにおける認知度の向上についてであります。実施状況としましては、ブランド・メッセージの活用、ターゲットに向けた情報発信及び職員の情報発信力の向上などに取り組んでおります。効果としましては、市外の方々に対し、東大和市のことを知ってもらう機会を創出しているものと考えております。

次に、スタッフプライドの醸成についてであります。実施状況としましては、職員を対象としたワークショップの開催や若手職員を対象とした個別事案検討チームの活動などを行っております。効果としましては、市の魅力の共有と職務に対する意識の向上が図られているものと考えております。

次に、シビックプライドの醸成についてであります。実施状況としましては、平成30年度に個別事案検討チームにおきまして、シビックプライドの醸成をテーマに調査研究を行いました。効果としましては、個別事案検討チームから調査研究の成果としまして事業提案が出されております。

次に、広報キーパーソンの活用についてであります。市の魅力をインターネット等で発信している市民団体に対し、ひがしやまと出前講座を実施し、ブランド・プロモーションの取り組みについて応援していただくことになりました。今後につきましても、引き続き情報発信力を持つ市民の皆様などと連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、市制50周年に向けた新たな事業展開と今後の展望についてであります。東大和市は平成32年度に市制50周年を迎えますが、同じ平成32年度に市制50周年を迎える清瀬市と市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成事業を活用しながら、平成31年度から平成33年度までの3年間で、シビックプライドの調査研究を行ってまいりたいと考えております。今後の展望についてであります。まち・ひと・しごと創生総合戦略で設定しました平成72年の目標人口の達成を目指して、着実に総合戦略の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、旧日立航空機株式会社変電所の保存に向けた今後の計画につきまして御説明をいたします。

今後の予定につきましては、平成30年7月に策定した基本方針に基づき、平成31年度には実施設計を行い、32年度には構造躯体補強工事、33年度には経年劣化に対する修復工事、34年度には内部展示工事を実施する予定であります。また、保存工事終了後の公開方法につきましても、工事と並行して検討してまいります。

次に、ふるさと納税を活用した寄附の実績を踏まえた今後の取り組みについてであります。平成28年10月から始めました、ふるさと納税を活用した取り組みの後、平成29年4月からは毎月第2日曜日の変電所の定例公開と、うまかんべえ〜祭、平和市民のつどいなどのイベント開催に合わせ、募金箱を設置しております。また産業祭で募金のPRを行うことや、8月の平和月間の期間中、市役所の1階ロビーに募金箱を設置するなど、できることから取り組みを始めております。さらに、昨年11月には、飲料販売会社から変電所の保存に向けた社会貢献活動として、市内に設置する自動販売機の売り上げの一部を寄附していただく提案をいただき、現在実施に向けた調整をしているところであります。引き続きふるさと納税を活用した取り組みなどを広くPRするとともに、民間事業者にも御協力をいただくような取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、御答弁ありがとうございました。御答弁を踏まえまして、再質問させていただきます。

初めに、新総合計画策定に向けた取り組みについての現在の計画の進行管理でございますけれども、市長答弁では毎年度、成果指標、活動指標の実績を調査し、その結果を庁内で共有しているということでしたが、直近での行われております調査結果というものは、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 第四次基本計画におけます成果・活動指標の直近の達成状況についてでございます。成果・活動指標につきましては、全部で94指標を定めておまして、計画の最終年度であります平成33年度におけます目標値を定め、その達成に向けて現在取り組んでるところでございます。その目標値に対する達成状況についてでございますが、こちらは毎年度、確認作業のほう行っております。直近では平成29年度の実績といたしまして、先ほど申しました94指標のうち、目標値に達した指標は26指標となっておりまして、達成割合につきましては27.7%という状態になってございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうすると今の26指標の達成、27.7%ということですが、結果として現在の計画においては、どの分野の施策が一定程度進んでるという評価になっているのか、またどの分野の施策に計画上のおくれが見られているという分析になっているのか伺いたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 第四次基本計画の分野ごとの進捗状況というところでございます。

まず成果・活動指標といたしましては、主に市民意識調査等の結果を踏まえまして、年度ごとに算出しております。それによりまして、年度ごとにその状況というものが変わってくるというような性質がございます。目標値に達成いたしました割合を分野ごとに分析してみますと、平成29年度の場合、その達成割合が高いものにつきましては、適正な行財政運営の実現に関する分野というところがまず挙げられます。また豊かな人間性と文化を育むまちづくりにつきましても、比較的達成項目が多いという状況になってございます。一方で、達

成項目が少ないという分野につきましては、相互理解と協力に支えられるまちづくりというところの分野については、少し少ない状況になってございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君）　そういう分析等を毎年度行いながらなんです、そういう中で、今後、重点的に東大和市として取り組んでいかなければいけない施策というのは、現在での進行管理の中で見出せているのか、また見出せているのであれば、どのような取り組み、方向性等を今、検討されているのか伺いたと思います。

○企画財政部長（田代雄己君）　重点的に取り組んでいく施策の関係でございますけれども、31年度に入りまして新しい総合計画のですね、また達成状況との総括的な分析をさせていただきます。また、将来人口の推計だったり、また社会経済環境調査のような形で、将来の影響なども、委託になりますけれども、調査して将来推計をします。そういうことも踏まえまして、そういう社会環境も踏まえた形で重点的な取り組みを、今後検討していく必要があるかなと考えております。ただ、今の想定できるところでございますけれども、これが人口減少社会が進展します。また、少子高齢化社会にも進展していくことになっていきますので、引き続き子ども・子育て施策の分野、あるいは健康寿命を延伸する分野ということにつきましては、重点的な位置づけになってくると想定できるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君）　当市が、日本一子育てしやすいまちづくりを目指して、その子育て施策に重点的に取り組んでいくということは、これは一つの方針ですし、方向性なので、私はそれはそれでいいかと思うんですが、ここでやはり伺いたいのは、成果指標を定めて、その達成状況を確認をしながら進行管理を行っていくというのが、現在の計画での大きな柱で、東大和市にとっては新たな取り組みだったと思います。私は画期的な取り組みであり、そのとおりの進行管理は、ぜひ進めてもらいたいというふうに、当時、思ってたところでございますけれども、もう少し踏み込んで言うと、例えば私たち公明党会派としては、防犯カメラの設置を行って、市民の安全・安心、不安解消に取り組むべきだということ例えば私たちは言っておりますが、仮にそこが成果指標として市民の防犯意識に関する安全・安心のまちづくりの理解度が進むみたいなことの指標がもしあったとすると、その指標がもし達成できてないのであれば、何の事業が足りてないのか、どこにプラスしていかなきゃいけないのか、こういう視点で本来であればその成果指標を見ていくべきではないかというふうに私は理解してるし、またそういうような運営を行っていくための成果指標であったのではないかというふうに思ってるんですが、その点についての進行管理ということについてはどのような御認識を持っていらっしゃるのか伺いたしたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君）　新総合計画ということで、基本構想と基本計画という形になりますけれども、基本計画の中で、その成果指標などを定めてるところでございます。その単位につきましては、施策という大きな単位になりまして、個別の事業一つ一つを評価するというよりも、施策全体の取り組みがどうであるかということに着目する必要があるかと思っております。そういう中で、一つの局面だけ見るというよりは大きな施策の視点の中で、今後どういう社会環境が影響してくるか、またどういう評価を、新しい総合計画、基本計画にしていけばいいか。それは、いま一度、この31年度の取り組みの中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君）　現計画での成果指標の設定というのは、私は当然そういう視点、いわゆる目標に達成してないのであれば、何が足りてないのか、その計画が実行できていないのか。それとも計画に漏れている、

不足しているものがあるのか、新たな視点が、新たな取り組みが必要なのか、そういうことを検討をするための成果指標であるのではないかなというふうに思っております。

なので、今はこれ前段の話ですので、次の新総合計画の策定においては、やはりその現計画での成果指標の達成状況の進行管理等も踏まえて、より実効性のある、またある意味では柔軟性も必要だと思うんですね、計画にもうこう書いてあるからこれしかできませんっていうことではない。本来的には市民の満足度を高めていくっていうことでの成果指標だと思いますので、そこを重点的に置いた進行管理が必要ではないかと思えますけれども、この点について再度伺いたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 現行の基本計画の評価というのは、今おっしゃられたように大変重要なことだと思っております。そこにつきましてはきちんと分析し、また例えば各課から意見を吸い上げて、何が課題であるかということはしっかり把握した上で、新しい計画づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） では、次のところに行きたいと思いますが、2番目にはこれから取り組まれる新総合計画策定における取り組み、第三次基本構想及び第五次基本計画ということになるかと思いますが、これで現在どのようなことが検討されているかということで伺っております。

そこで、まず一番初めに確認したいんですけども、これ当たり前だと思うんですが、これから策定される新総合計画においては、当然のことながら市長が市政の責任者、リーダーとして、市長が掲げる政策や公約を計画の中に反映をしていく。そういう視点を持って取り組まれるものだというふうに私は理解してるんですけども、この点についてまず確認させていただきたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 将来のまちづくりの大きな指針になるものでございます。ですので、市長のお考えを尊重する形で、当然計画はつくるべきだと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それで、その前提を確認した上で、第四次基本計画におきましては行政評価制度を活用し、施策の推進状況を把握、またローリング方式で財政状況を見据え、効果的・効率的に施策の目指す姿を達成する仕組みを構築しますと、これは今東大和市が示しております新総合計画策定方針の中に示されてる考え方でございますが、このような取り組み、当市では新たな手法にチャレンジしたものであったと思いますが——ごめんなさい。今申し上げたのは、新たな新総合計画ではなくて、前段のこれまでの総合計画の記載だと思いますけれども、繰り返しになりますが、これまでの進行管理については、適正な進行管理ができたというふうに評価をされていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○行政管理課長（木村 西君） 第四次基本計画の適正な進行管理ということでございますが、市では施策評価を導入いたしまして、基本計画に掲げます各施策の指標等に基づきました施策の解決状況、あるいは課題の把握、今後の方向性を明らかにして進行管理に活用するという仕組みを構築したところでございます。毎年度の評価によりまして、施策を担当しております各管理職が、基本計画の課題を達成するために今後どのように取り組んでいくのかを検討いたしまして、着実な実行に努めているところでございまして、このような取り組みを継続することで、基本計画の課題解決に向けた適正な進行管理ができているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（荒井亮二君） 先ほど私の答弁のほうで、間違いがございましたので訂正させていただきます。

議員のほうから一番初めの質問に対する答弁の中で、平成29年度の実績で、94指標、成果・活動指標がある中で、目標値に達した指標につきましてを26指標と申しましたが、正確には27指標でございます。また、達成割合につきましては、27.7%と申ししまったところが、28.7%の誤りでございました。

大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

○18番（中間建二君） 進行管理のところでは先ほど伺っておりますが、第四次基本計画の中で進行管理についてこのように記載をされております。基本計画の策定における取り組みの中で、次のように記載をされております。

1番目に、「市民と目標を共有し、協働してまちづくりに取り組むことができること。」2番目に、「施策の重要度、満足度を評価し、優先度を検討すること。」3番目に、「行政評価制度と連動させた進行管理方法を整備すること。」4番目に、「施策体系に即した実施計画を策定すること。」このような記載がございます。

この中で、2番目のこの施策の重要度、満足度を評価し、優先度を検討する。こういう中で、基本構想の策定に取り組み、また進行管理にも、このような視点が、新たな視点として取り込まれたものというふうに理解をしております。このような取り組みを、次の新総合計画、第五次基本計画の策定においてはどのような視点を持って、この策定や進行管理等に取り組まれるのかということ再度伺いたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 新総合計画の進行管理の方法についてでございます。

こちらにつきましては、新総合計画の内容でございます施策の成果等を客観的に検証することにつきましては、当然必要な視点となってきてございます。また、それによりまして計画の実効性を確保するということも求められてくるところでございますので、引き続き数値目標等を定めまして進行管理をやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、その取り組みを理解をしているところでございますが、引き続いて今、新総合計画策定方針が示されているわけでございますが、その中で示されている基本的な考え方について伺いたいと思います。

1点目として、この将来人口を見据えた計画づくりということが上がっておりますが、これについてはどのような視点で取り組まれるということなのか、確認させていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 新総合計画の策定方針の計画策定におけます基本的な考え方ということでございます。まず今御質問ございました1点目の将来人口を見据えた計画づくりでございますが、今後、市にとりましても人口減少への対応が非常に重要な課題となってございます。そうしたところが予想される中、新総合計画におきましては人口減少の抑制に重点を置くとともに、人口減少の中にあっても、しっかりと活力ある持続可能なまちづくりを目指した計画づくりを行ってまいりたいという考えで、1つ目の項目を設定させていただいております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） では、2番目に地域の特性を生かした計画づくりという記載がございますが、この点についてはいかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 2つ目の考え方でございます。こちらは市の特性、主にはその豊かな自然環境ですとか地域が持ちますその特性をしっかりと生かして、東大和市の魅力、そういったところの向上、そして活性化を目指していきたいという点が1点ございます。

また、市民生活を支えます地域社会という視点でございますが、市民が主体となったまちづくりを進めていくというところで、地域にできることは地域でというような共助の考え方につきましても、取り入れた計画づくりを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 記載にあります3番目の検証可能で実効性の高い計画づくりについては、先ほど来、御説明いただいたかと思えます。また、4番目の個別計画と整合性のある計画づくり、これも当然だと思えますけれども、5番目の市民参加による計画づくり、これについては従来と新たな工夫を考えていらっしゃるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 5点目の市民参加による計画づくりの考え方でございますが、こちらは策定の過程で、市民の皆様等に幅広く御意見を頂戴したいということで、計画づくりの過程でしっかりと、そのような意見を取り入れていきたいというふうに考えてございます。また、それに、そのほか総合計画審議会の委員からの意見ですとか、また特には市民意見を聴取する際の一つの工夫といたしましては、例えばワークショップの開催ですとか、幅広い世代の方に御意見を頂戴するような、そういう仕組みも取り入れながら、内容のほうを検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この点についても、総合計画審議会に諮っていくことは、従来もやっている当たり前のことではございますが、ワークショップの開催等は従来なかった新たな取り組みかと思えますので、これについてもぜひ進めていただきたいと思えますが、6点目に親しみやすく分かりやすい計画づくりということが掲げられておりますが、この点についての今のお考えを伺いたいと思えます。

○企画課長（荒井亮二君） 6点目の考え方でございます。こちらは主に計画書の構成ですとか、また表現の仕方、そういったところで読む方が身近に感じられるもの、また市民の皆様にもわかりやすいものという視点で、内容のほうを考えていきたいというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この点についても、従来なかった視点かなというふうに思っているんですが、今考えてらっしゃるのは、読みやすい、わかりやすいという視点だけなのか、どういう工夫をすることによって親しみをもってもらえる、またはわかりやすい計画にしていこうという現状でのお考えがあるのか伺いたいと思えます。

○企画課長（荒井亮二君） そのわかりやすさ、読みやすさという点でございますが、例えばその要点のまとめ方ですとか、ポイントを絞った表記、またイラストですとか写真ですとか、そのあたりが見る方にとって接しやすく、少し興味を湧くような、そういった工夫を考えていきたいというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 市民にとっても東大和市が描く将来のまちづくりのビジョンが、理解をしていただく

ためには、大変重要な視点、取り組みかなというふうに思いますので、この点についてもぜひ進めていただければありがたいというふうに思っております。

そこで、策定スケジュールということで、この策定方針の中には示されておりますが、平成31年4月に現行計画の評価・総括を実施し、9月には第三次基本構想の素案を発表されるということで、もう半年間の中でやるということになっておりますが、私ども市議会へのこれらの情報提供は、どのように想定をされていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 新たな基本構想の素案に関する議会への情報提供等についてでございます。こちらにつきましては、本格的には4月以降、作業を進めてまいり、9月ごろをめどに、その素案をまとめていきたいというふうに考えてございますが、その素案の内容が固まりました段階で、適切な時期に全員協議会の開催等によりまして、御説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この計画のスケジュールの中には、2020年の12月に第三次基本構想（案）を市議会での提案、議決をしたいということで、計画上は上がっているところでございます。従来、この基本構想について議会の議決を経ることがなかったわけですが、先ほど申し上げた自治法の改正の中で、議会としても、この第三次基本構想（案）について適正に情報提供を受け、また議会の意見も取り入れながら計画策定を進めていただきたいというふうに考えておりますが、またそうしなければ、議会の賛同が得られないと思いますので、そのようなことをどのように考えながら策定を進めていこうとしているのか、この点について再度伺いたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 先ほども御説明いたしました新基本構想の素案の作成、そしてまた2020年度、こちらに予定してございます基本構想案の議決等に関しましての市議会への御説明等についてでございますが、先ほど申しました全員協議会ですとか、また適宜、必要な情報、御説明する情報がありましたら、情報提供もしくは御説明をしっかりとさせていただき、平成32年、2020年の12月に、市議会への提案をしっかりとできるような準備を行ってまいりたいと思っております。

また、基本構想につきましては、引き続き議決案件となってございますので、こちらで議会のほうにも御審議いただきたいというふうに考えてございます。また、その後の基本計画につきましては議決案件にはなってございませんが、そちらの内容につきましても、繰り返しになりますが、全員協議会、また適宜の御説明とさせていただきながら、作業のほう進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今定例会の初日で、総合計画審議会のメンバーから議会選出を除くということで、我々としては非常に残念ではございますけれども、また市としては幅広く市民や有識者の意見を、この総合計画の中に反映させていきたいという姿勢は尊重すべきだと思いますので、私どもも賛同させていただきました。そういう中で、この市議会の議決を経て計画を策定されていくという経緯を踏まえた中で、議会との十分な調整をぜひ円滑に計画が策定がされますように、お取り組みをお願いをしたいと思っております。

続いて、将来都市像のことを伺っております。

私は、先ほど壇上で申し上げましたように、将来都市像「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」に、平和都市の視点を持った修正を行っていくことを考えていくべきではないかというふうに申し上げましたが、先ほどの市長の御答弁では、この平和都市の視点を持った修正ということについての的確な御答弁ではなかつ

たかというふうに思いますので、もう一度この点についてのお考えを伺わせていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 将来都市像への平和都市の視点の反映についてでございます。現在、新総合計画の策定作業につきましては、本格的には平成31年度から開始されるという予定でございます。ですので、将来都市像につきましても、現段階での具体的な検討は始めてない状況でございます。31年度に入りまして、新総合計画の策定を進める中で、将来のまちづくりの展望を考えながら検討してまいりたいと。また、その過程の中では、市民の皆様の御意見のほう、しっかりと聞きながら考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 検討されるということでございましたので、少し簡略したいと思いますが、この第二次基本構想が策定されたのが、平成13年12月ということで、当時はまだ変電所の保存については行われておりましたが、平和事業というものについての取り組みについては、まだまだ取り組みがなされてなかったかと思っております。変電所が市の文化財に指定されたのが平成7年、また毎年8月を平和月間として平和事業に東大和市が取り組まれているのは、平成14年からというふうに理解をしております。私は、平成15年の第3回定例会の一般質問で、当時、都立東大和南公園に市の文化財として保存しておりました変電所を、平和のシンボルとして積極的に活用していくことを提案をさせていただきました。

その後、市から東京都への積極的な働きかけもあり、また私ども公明党の谷村都議の尽力もございまして、都立東大和南公園の周辺が平和広場として命名をされ、また平成17年8月19日に、市が主催した平和事業として、第1回平和市民のつどいが開催をされ、今日までこの平和市民のつどいが継続して開催をされております。

現在の第二次基本構想が作成された平成13年には、平成2年の平和都市宣言がありというのは今申し上げたかな……変電所は文化財に指定されておりましたが、8月の平和月間の取り組みスタート、平成14年ということで今のこの間の東大和市の平和事業は、まさに地方自治体の主体的な取り組みとして誇れるものに、私は発展をし、また後ほどお尋ねもしておりますが、市の貴重な財源を2億円投じてでも変電所を後世に保存しようというふうに行っているというわけでございます。こういう中で、これまでの平和事業の積み上げが、私は前回の計画の時期からすると大きく平和事業の積み上げがあり、また平和のとうとさを広く後世に伝えていこうという東大和の姿勢は、基本構想で定める将来都市像に反映をさせていくべきであると私は考えておりますけれども、この点について市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 平和事業につきましては、私も力を入れている事業ということになりますけれども、やはり東大和市のあの変電所につきましては、昭和の末から平成に入ること、最も活発な保存運動というものが起きたわけですが、その当時は市民の皆さん、多くの方が主体的に活動していただいていたわけですが、もともとは市民の方の公民館活動からスタートしたというふうな話も聞いてございます。その輪が大きく広がりまして、そして市議会の皆様方、全員の賛同、行政も一緒になりまして、東京都に対しましてあの変電所を守るんだと、保存するんだということで大きな輪ができた。そして、そのころの、その会の会報を見ますと、非常に熱い思いで、あの変電所を守っていくんだというのをやってきてると。

その中で、平成2年には御存じのように平和都市宣言と、7年には文化財と。当然そのときには、私どものほうの東大和市内に、そのまま保存については、東大和市内でどうぞということで決まった年でもあったわけですが、そういった意味では、その当時のその熱い思いを引き継いでずっときたわけですが、一時ちょっと弱かったときもありますけれども、平成17年になりまして、今の平和市民のつどいというのが、第1回

がスタートして、現在もきてるわけですけども、年々その熱い思いが大きくなって、事業としても大勢の方に認知されてきてるのかなと思います。やはり先人の方々の方ですね、そういった保存に対する熱い思いというのは、我々も引き継いでこれからしっかりやっていく必要があるだろうというふうに思いますし、あれはとわに残すんだと、そういう思いをしっかりと持って事業展開をしていく必要があるかなと思います。

そのためにも、東大和市の平和のシンボルとして、これからもしっかりと保存していく。先ほど言った2億からの金額、2億6,000万ぐらいの金額を予定しておりますけども、それにつきましても一般財源ということでもありますけども、これから多くの方からも御寄附をいただきながら、より一層協力をいただきながら、平和のシンボルとして、東大和の一つの目玉というか、大切な思いをですね、これはやはり総合計画とか、そういう中にも平和への熱い思いというのは、やはりそういうところにもしっかりと根づかしていく必要があるだろうなと思いますし、そういうものをベースにして、東大和のこれからを考えていくということが大切ではないかなというふうに思っています。

以上です。

- 18番（中間建二君） ありがとうございます。当市の平和事業のこれまでの積み重ね、取り組みの中を踏まえたときにも、東大和市が平和都市として、これからさらに発展をしていくという、その考え方をぜひ将来都市像の中に私は盛り込んでいただきたいと思っておりますし、またそういう視点でこれからの審議会や、また市民のワークショップ、また市議会との意見調整等についても諮っていただければありがたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

続いて、次の項目に移らせていただきます。

国連が掲げる持続可能な開発目標SDGsを計画に反映させることについて伺っておりますけれども、この誰ひとり取り残さないという社会を目指すという言葉に象徴されるSDGsについて、改めて当市ではどのような認識を持っていらっしゃるのか伺いたいと思います。

- 企画課長（荒井亮二君） SDGsにつきましてでございます。こちらのSDGsにつきましては、2030年を目標といたしました世界各国が取り組みます共通の目標であるというふうに認識してございます。特に持続可能な世界の実現を目指した開発目標ということで、経済、社会、環境にかかわります17の目標、そして169のターゲットというものが設定され、世界を挙げて取り組むものであるという捉え方をしてございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） 先ほどの市長答弁でも、その目標達成には自治体の役割が重要であるとの認識が示されましたが、自治体においてはどのような役割が求められているというふうに考えておりますでしょうか。

- 企画課長（荒井亮二君） このSDGsの達成に当たりましては、世界規模での取り組みが必要となります。また我が国におきましても、全国的に実施していくためには、民間事業者のみならず、広く全国の自治体、そしてその地域で活動している関係団体、これらが連携をとりまして取り組みを推進していく必要があるというふうに言われているところでございます。そのように、当市でも情報のほう捉えているところでございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） さきの市長の施政方針におきましても、総合計画と地方創生の取り組みの関連性を持たせていくことが表明されておりますが、この地方創生の取り組みにおいては、SDGsの推進はどのように位置づけられているというふうに認識しておりますか、伺いたいと思います。

- 企画課長（荒井亮二君） 地方創生とSDGsの関係性でございますが、人口減少、そして少子高齢化という

ものが急速に現在進行してございます。その中で地方創生というものを推進していくためには、中・長期的な視点、そういったところを持ちながら、持続可能なまちづくりというところに取り組むことが必要であるというふうに捉えてございます。

また、地方自治体におきましても、持続可能なまちづくりに取り組む上での目標というものの設定、そしてその達成に取り組むというところが、その地方創生の実現に資するものであるというところで、こちらについてSDGsとの関係性、関連性があるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 地方創生の取り組みにおきましても、政府のほうで自治体、SDGs未来都市選定等の事業がもう既に行われておりまして、例えば30年度では4,000万円——これに選定された場合には4,000万円の補助金が活用できるほか、また地方創生推進交付金のさらなる活用ができるものであったとも聞いております。地方創生の推進の観点からもSDGsの取り組みに取り組むことは、ますます重要になってくるものというふうに思っております。

そこで、SDGsを当市の総合計画に反映させていくことについては、現在はどのようなお考えを持っていますか伺いたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） SDGsの総合計画への反映についてでございます。

現在、全国的な流れの中で、一部の市で総合計画等に反映する市の動きが出ているところは情報として把握してるところでございます。また当市のそのあたりの今後の方向性、考え方というところでございますが、まずそのSDGsの反映の仕方につきましては、例えば既存の計画等ですね、更新をする際に、その要素を反映する方法ですとか、またそのSDGs単独でその取り組みを示す方法といったところが考えるところでございます。今後、その新総合計画の策定に取り組む中で、そういったところも踏まえまして、研究、情報収集してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 研究、情報収集の段階だということでは理解をしております。例えばまた他市では、現在の総合計画に位置づけられている各施策を、SDGsの17の目標に当てはめて、自治体版SDGsを策定しているような市もございますけれども、そのような取り組みは、東大和市では考えられますでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 今議員のほうがおっしゃられた例で、私も幾つか全国の自治体の例ですとか、情報としては把握してるところでございます。特に現行の施策体系の中に、SDGsの指標をどのように組み合わせ、当てはめていくかというようなところの取り組みだというふうに捉えてございます。こういったところも、今後、当市において実現が可能なのか、またそういったところの研究についてもしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ぜひ、そのような取り組み、先進市の事例等も含めて検討していただきたいと思っております。

このSDGsの施策、17の目標は、この自治体が既に取り組んでる施策に当てはめれば、ほぼ全ての施策がこの17項目に分類ができる、こういう形になっておりますので、より市の長期計画が、この国際基準、また国連を中心に全ての加盟国が、政府また自治体と協力をして進めようとしているこのSDGsの取り組みが、我が市ではどのような形で進められるのかということが、一目で理解ができるような形になるというふうに理解

をしておりますので、ぜひこのような取り組みも検討していただきたいというふうに思います。

もう一つ、このSDGsを自治体の中で展開をしていく中でガイドラインが既に公表されておりますけれども、こういうものについては承知をされておられるか伺いたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） SDGsの自治体への導入に関しますガイドラインというところでございますが、さまざま情報が出ている中で、1つ、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構という団体が発行しております「私たちのまちにとってのSDGs」というガイドラインが出てございます。こちらは内閣府、国のほうの説明資料等でも紹介されているところでございます。こちらにつきましては、内容のほうを見させていただきますとSDGs達成に向けた取り組みの意義ですとか、またメリットというところが説明されているものでございますので、参考になる資料ということで捉えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ありがとうございます。

今まさに御答弁いただきました導入のためのガイドラインの中で、自治体がSDGsの達成に取り組むことは、メリットとして6つ示されております。1点目には、全ての住民のQOL（Quality of Life）の向上。2点目には、自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進。3点目には、経済、社会、環境政策の統合によるシナジー効果の創出。4点目には、国内の様々な関係者間のパートナーシップの推進。5点目には、グローバル・パートナーシップの推進。6点目には、SDGsに取り組むことによる自律的好循環の創出。このような項目が挙げられております。

全部説明すると時間がかかりますので、少しだけ御紹介したいと思います。1点目の全ての住民のQOLの向上の中では、自治体行政は自治体内のすべての住民のQOLの向上に責任があります。住民のQOLが高い自治体は魅力が高く、定住移住促進にも寄与すると考えられます。QOL向上のためには、短期的にみた生活サービス機能の向上や居住の利便性だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくことが必要となります。SDGsのゴール、ターゲット、指標を統合的に活用することで、QOLの現状把握や中長期的視点から政策目標を設定することが可能になり、自治体行政は住民のQOL向上に向けた効果的な施策を推進することが容易になります。このような紹介がございました。

また、自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進の中では、SDGsという世界共通のものさしで地域の状況を改めて俯瞰してみますと、今までは見えなかった地域固有の特徴を改めてはっきりと認識することができます。これまでは見過ごしていた地域の長所を再認識して、地域の魅力向上に活かすことが可能です。逆に、今まで気づいていなかった短所を見つけ出して、その点を改善することによって地域のより一層の発展を促し、地方創生につなげていくことも可能です。他自治体にはない、独自性のある魅力的なまちづくりを行うことは、ローカルアイデンティティの強化につながり、シビックプライドの醸成や地域の連帯感の向上、地域ブランディング、地域課題の解決など多数の便益をもたらします。

このような紹介がなされております。こういうガイドラインに基づいた地方創生の取り組み、またそういうこの視点を総合計画の中に盛り込んでいくことで、より具体性のある、実効性のある、また効果のある計画策定が私は進んでいくものではないかというふうに考えておりますけれども、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） ただいま御質問いただきました、その一般財団法人が発行しますガイドライン、中身のほうも、情報のほう把握させていただいてございます。特に最初のQOLというところで、クオリティ

一・オブ・ライフという生活の質の向上というところに大きく資するというような一つの手法、材料というところで、このSDGsの取り組みがあるということで把握してございます。

また、2点目の、地域の独自性を生かした魅力的なまちづくりに資するという点にございまして、このSDGsを活用することで、その地域の長所ですとか短所、強み弱みというところが分析できるというような特徴も持っているというふうに、このガイドラインを読みますと書かれてございます。

こちらにさまざま、その効果ですとか書かれてございますが、そのような視点につきましても新総合計画の策定をしていく中で、参考というところでさせていただき、研究していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○18番（中間建二君） では、SDGsについて、最後、市長のお考えも伺いたいと思うんですが、この自治体におけるSDGsの導入のガイドラインの中で、今申し上げた中の最後に、このように書いてございます。

「SDGsのゴール、ターゲット、指標を活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となります。これによって政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。以上から、地方創生の課題解決を一層促進することができます。」このような記載がございます。

市民との協働、また市民参加で、この総合計画の策定に、これからさらに強化をして取り組みをなされようとしている中で、また今御存じのように政府が一貫して、このSDGsの推進、国を挙げて今取り組みがなされ、また経済界もこれに移行して、SDGsの取り組みが経済界の中でも、ある意味では行政よりも先行して今浸透している状況でございます。そういう中で、東大和市の中でも、総合計画、また地方創生の取り組みにおいて、このSDGsの視点を持った計画策定に取り組んでいくということは、非常に有効、有益であると思っておりますが、この点についての市長の御認識も再度伺いたいと思っております。

○市長（尾崎保夫君） 今いろいろとお話を聞かしていただいて、御質問いただいたわけですが、SDGsにつきましても、市長さんも、市長会へ行きますと、そういうバッジをつけてる市長さんが大分出てきたというところは了解しているわけでありまして。また、今のお話からも、それらを具体的に直接国民というか、市民ということになりますけど、できるのはそれぞれの市町村だと、最も一番つながってるとこだというふうに思いますし、国のほうも外務省っていう、積極的に取り組むための方針というのを示しているということも理解しているところであります。

東大和市で、この17項目ある中で、全てが私どもに当たるもの、例えば海洋資源というのはちょっと難しいかなとかってありますけども、市としてこれから持続可能な開発目標というか、市にとりましてはこれからの持続可能な行政運営というか、そういうふうなものも含めて、しっかりと取り組んでいくことは必要だと思っております。これから総合計画、つくっていきますから、そんな中でもうまく生かしていければというふうには思っています。

○18番（中間建二君） ありがとうございます。ぜひ、お取り組みをお願いしたいと思います。

今市長がおっしゃった海洋資源は、なかなか東大和市ではぴんとこないんじゃないかという、私も初めそう思ったんですけど、やっぱりよく見ると、この生活の中での生活排水が、結果的には海の汚染にもつながっていく、こういう幅広い視点の中で見ていくと、やはり17項目全てが、この都市であれ、または発展途上国であれ、同じ課題として、共通の課題になっていくということだそうでございますので、私もよくこれからはさらに勉強していきますが、ぜひ御理解を深めていただきながら、市の施策の計画の中にも反映をしていっていた

だきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、2番目の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた平和事業の充実について伺いたいと思います。

済みません。1点、抜けておりました。

最後に、この総合計画の振興、新総合計画策定に向けた取り組みの中で、エの日本一子育てしやすいまちづくりなどの重点プロジェクトを明示し、所管部を越えた推進体制を整備する考えはということで伺っております。

これは市長答弁では、重点施策の明示、また施策の推進体制について検討していくということでございましたが、これについてはどのような検討を行っていかれるのか伺いたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 新総合計画の重点施策の明示についてでございます。まず新総合計画の内容でございますが、先ほど来、御説明させていただいておりますが、人口減少、少子高齢化、そういったところの大きな課題がある中で、将来にわたって持続可能な、活力あるまちづくりを行っていくということが大きな取り組み課題となっております。それらの課題に対応していくために、どんな重点施策が必要なのか、またそういったところの設定方法も踏まえまして、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

特に子育て支援ですとか、また人口減少社会への対応というところで、非常に多くの重要課題というところがある中でございますが、その中で限られた財源、持続可能な行財政運営を検討していく中で、ある程度の線引きですとか、そういったところの考え方を取り入れていく必要があるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私も、また他の議員もそうだと思いますけども、常々考えておりますのは、日本一子育てしやすいまちづくりという大きな目標、施策の方針が出たときに、じゃそれは子育て支援部、子育てに関連する部署だけで日本一が達成できるかという、またそういうまちになるかという、やはりそうではないだろうという中で、直接の担当でない部や課が、例えば、日本一子育てしやすいまちづくりという施策に対してどういう取り組みができるのか、こういう視点で取り組みがなされるべきだろうというふうに思いますし、またそのための重点プロジェクト、また担当部や課を越えた、市を挙げての一つの方向性に向かって、それぞれの市が一致して、市の職員が一致して同じ方向に向いて努力をしていく、施策の充実を図っていく、こういう視点が大事ではないかというふうに思ってるんですけども、このような視点を持った重点プロジェクトということで、私は申し上げさせていただきましたが、それらの視点を持った計画の実効性についても検討をしていただけるということでよろしいのか、再度伺いたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 日本一子育てしやすいまちづくりという観点でございますけども、現在も、例えば子育て支援部、あるいは学校教育部、それぞれの部をまたがって同じ方向に向いているという認識は持っております。その上で新しい新総合計画の策定に当たりましては、やはり持続可能な活力あるまちづくりというテーマでございますので、重点的に取り組む施策も明示したいなというふうに考えてるところでございます。そういうことから優先的に取り組む施策、そうでない施策を明確にした上で、その横断的な取り組みの方法などにつきましても検討してまいりたいと思っております。いずれにしても、31年度から準備を進めるということございまして、さまざまなことも考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） じゃ、その点についても、ぜひお取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての平和事業の充実について伺いたいと思います。

1点目に、変電所を平和のシンボルとした平和事業について、2020年、どのような目標を持って事業に取り組んでいかれるのかということでお尋ねをしておりましたが、まずこのオリンピックが平和の祭典と言われる理由について、市としてはどういう認識を持っていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） オリンピックが平和の祭典と言われる理由についてであります。紀元前の昔に行われた古代オリンピックは、戦争を中断して開催されたと言われております。また、近代オリンピックの考え方におきましても、オリンピックによって平和な世界づくりに貢献するということになっております。オリンピックの開催期間中、世界中から集まった多くの選手や関係者は、選手村で生活いたしますが、国や地域を超えた交流の中で、友情やお互いを思いやる気持ちに生まれ、スポーツを超えた世界平和につながる事となると認識しております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そういう中で、平和の祭典としてのオリンピックが行われる2020年に、またそのオリンピックが東京で行われるという中で、東大和市がどういう事業展開を行っていくのかということでお尋ねしたわけですが、先ほどの市長答弁、また教育長の答弁を伺う限り、これまでの平和事業の延長のように受けとめているんですけれども、オリンピック・パラリンピック大会との関連の中で、平和事業に取り組みれるということはないのか伺いたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 当市の平和事業といたしましては、毎年8月の平和月間の期間中、市民の皆様に平和のとうとさを認識していただくため、さまざまな事業を実施してきているところでございます。来年の平和月間につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の期間中に実施することになるというふうに考えております。そのため平和月間の期間中には、日本全国からだけでなく、世界中から多くの方々が東京に集まっている状況ではないかというふうに推察をしているところでございます。そういう状況ではございますが、来年の平和事業の検討については、まだこれからでございます。議員の言われる平和の祭典であるオリンピック・パラリンピック大会との関連を持った内容について、何か考えられることがないか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 例えば現在でも東京2020NIPPONフェスティバルの開催に向けて、今準備が進んでいるというふうに聞いております。これは東京大会を象徴するプログラム等を国、地方自治体と連携して実施をするということになっておりまして、例えばこういうプログラムに東大和市が手を上げることができないのか、平和市民のつどいをベースにした中で、当市にゆかりのある、例えばオリンピックということで、スポーツ選手、またオリンピック等に参加していただいた平和市民のつどいを開催をしていくとか、またその平和市民のつどいそのものをベースにしたイベントに対して、今部長、御答弁いただきましたような、開催時期にこの東京に世界中の方が集まっているということを想定した場合に、そういう方々に東大和市の変電所の前に足を運んでいただけるようなことが検討をできないのか、そのためにもこの東京2020公認プログラムを、今東京都は募集をしているというふうにも聞いておりますので、こういうところに東大和市が積極的にエントリーをしながら、東京大会との共催となるのか、主催となるのかわかりませんが、そのような連携を図っていきながら、東大和市の平和のシンボルである変電所を広く知っていただくような取り組みにもつながって

いくのではないかと思います。こういう取り組みができるかできないか伺いたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京都では、東京2020大会の実施に合わせまして、文化面での盛り上がりを醸成するため、都内区市町村などが開催をする文化事業、イベントを対象とするTokyo Tokyo FESTIVALという事業を考えているようでございます。

先日、2月25日に、その内容の説明のために、東京都の生活文化局の担当者が来庁し、職員が説明を受けております。その中では、ただ事業の目的、助成対象となる活動、対象期間、対象者などにおきましてさまざまな条件があるということございました。当市の平和市民のつどいを初めとする平和事業が、東京都の考えておられる事業の対象となるかどうかにつきましては、今後、詳細を確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） このチャンスを逃さずに、またこの東大和市の平和事業と市長がかねがね言っている平和の祭典としてのオリンピックの意義を兼ね合わせたときに、この東大和市の平和のシンボル、変電所を活用した平和市民のつどい、この事業をぜひオリンピック・パラリンピックと関連づけた形に、東大和市の主体的な取り組みで、ぜひチャレンジをしていただきたいと思いますけれども、この点については市長、いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 平和事業につきましては、市長会の中でも、今部長が言った事務局のほうから、文化プログラムということで市長会の中でも説明がありました。その中には、平和という言葉はどこにも出てこないんです。残念ながら。そのときに私自身は、オリンピックというのは平和の祭典と言われてると。そして、なおかつ文化プログラムだということなのに、平和という言葉がどこにも出てこないのはどういうことだと。ついでに、そういうことをどう考えてるのか、そういうプログラム、例示的にでも示してくれとお話はさせていただきました。

ただ、残念ながらいまだに答えは出てきてないというのが実態でございます。ただ、私どものほうの平和市民のつどいは、そのまま使えるかどうかというのは、また別ですけども、ただ少なくとも平和に対する思いをですね、東京都のほうも、事務局のほうも考えていきたいというふうな話はしていますので、大いに期待はしているところではありますけども、結果どうなるかっていうのは、ちょっとまだはっきりしたことは申し上げられないというか、知らないところであります。

以上です。

○18番（中間建二君） まだ、チャレンジもしていないわけですから、結果も当然伴わないわけで、ぜひ東大和市長が、市長が常々おっしゃる平和への熱い思い、また平和の祭典、オリンピックに合わせた変電所の保存事業ということをおっしゃっていただいているからこそ、東大和市長が先頭になって私はチャレンジをしていただきたいと思ひますし、またこの機会を逃せば、この後、伺いますけれども、変電所の保存のふるさと納税を活用した募金等についても、なかなか厳しいのかなというふうに思っておりますので、ぜひお取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、②の変電所の保存に向けた取り組みということで伺っておりますけれども、基本計画に示されている詳しい内容について確認をさせていただきたいと思ひます。また、予算額としてはどのような見通しになっているのかお尋ねいたします。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 平成30年度に作成いたしました旧日立航空機株式会社変電所の基本方針に基づき、御説明をさせていただきます。

耐震補強方針といたしましては、一般的な建物の耐震基準には適合できないので、既存不適格建物の特例として認められる構造上危険性が增大しない構造補強設計として工事を行ってまいるということになってございます。今後の予定及び概算費用のことをございます、平成30年度に基本設計、31年度、実施設計、32年度、構造躯体補強工事、33年度、経年劣化に対する修復工事、34年度に内部展示工事を予定しております。総事業費については、2億6,369万4,000円を見込んでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 大変に大きな財源を伴う事業にならざるを得ないということで理解をいたしました。

続いて、ふるさと納税を活用した寄附について、これまでの実績を踏まえてどのように取り組んでいかれるのかということでお尋ねをしておりますが、市内で自動販売機の売り上げの一部を寄附していただくということについての調整がされてるという御答弁であったかと思いますが、この見通し、また調整状況というのはどうなっているのか伺いたいと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 市内で自動販売機の売り上げの一部を寄附していただくことについてでございますが、飲料販売会社から社会貢献事業として、市内に設置した自動販売機売り上げの一部を変電所の保存のために寄附したいという提案がございました。

新たに設置する自動販売機には、変電所の写真が張られたり、変電所保存に向けたメッセージを入れることによって周知を行うという内容でございます。そして設置した自動販売機における売り上げの一部を、変電所保存の寄附として市に納めてもらうという内容でございます。まだ実績というのはこれからでございますので、今後は飲料販売会社が市内で事業展開をしていくという予定でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 一つ、新しい取り組み、動きとして歓迎をしたいと思ひますし、ぜひ成功しますようにお取り組みをお願いしたいと思います。

寄附の募集要項によりますと、現在の第2期の募集期間が平成30年4月1日から31年3月31日までということで、もう間もなくということでございます。この間の実績というのはどうなってるのか伺いたいと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 第2期の募集期間における寄附金につきましては、平成31年1月末時点で179万4,546円でありまして、平成28年度からの合計は、合わせて819万1,774円でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、この31年3月31日以降、今後の取り組みというのはどういう予定になっているのか、また目標、計画期間等についてはどうなってるのか伺いたいと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 今後の取り組み予定ではありますが、平成30年度末の金額は今申し上げましたが、目標金額に届かないことから、31年度以降も目標金額を定めて寄附を募ってまいりたいと考えております。また、先ほど御説明いたしました自動販売機のような新たな取り組みも検討しまして、少しでも変電所の保存事業が進むように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、なかなか当初スタートした2億円というふるさと納税での寄附の目標達成が見えない中で、工事については今計画が示されておりますけれども、予定どおり進めていかれるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 目標の達成が見えない中で、工事を予定どおり進めていくかということについて

てでありますけれども、変電所の保存のための基本方針においては、平成34年度までを工事期間としているところでございます。その中で概算費用と比較いたしますと、基金に積み立てた金額と大きな差が出ていることは事実でございます。現在、基本設計を行っておりますが、そこでは今後の工事の概算費用の詳細が出てくることになっておりますので、それらの費用が出てまいりましたら、財政担当と調整をしたいと思っております。

予算の確保ができないからやめるとか、とまるとか、そういうわけにはいかないと思っております。もうここまで来てますので、どうしても費用の工面ができないということであれば、割高になる場合もありますが、例えば平成33年度予定の経年劣化に対する修復工事、これを分割して屋上防水改修工事だけを先にするとか、順番を変えるとか、費用を抑えるなどのですね、そういう平準化ですね、そういうことも考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

いずれにしても、保存を担当する立場で答弁をさせていただきますと、費用の問題はありますけれども、先ほど寄附金いただいている、約820万円の皆様の熱い思いに応えるため、また今年度発行しました平和文集で、貴重な変電所を大事にいつまでも保存してほしいという熱い気持ちをたくさん寄せてくれた子供たちに応えるためにも、現段階では私どもとしますと、予定どおり保存改修工事を進めてまいりたいと、そのような気持ちで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副市長（小島昇公君） こちらにつきましては、3億円ほど集めたいという大きな目標を掲げております。2億円。2億6,000万円です。2億円、足りないんですね。そういう中で、現状、寄附の金額がそれになかなか追いつかないというのは事実でございます。ただ、平和への熱い思いを皆さんから寄せていただいているというその重さは認識してございます。

ただ、その工事に一定の金額かかるというのは事実でございますので、財政状況が厳しい中、やはり2020年のオリンピックの平和の祭典ともうまくリンクをする中で、特財が何とかゲットできないかなど。そのほかにも、市長が東京都へも直接行っておりまして、何とか寄附以外の特財についてもお願いをしてきてございます。それで、もういいですよってお話はいただいておりますけれども、引き続き皆様方のお力もいただきながら、何とかこの金額を集める中で、皆さんに中に入って見ていただくという大きな目的でございますので、尽力を引き続きしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） これまでの東大和市のさまざまな努力によりまして、今の東大和市の変電所が守られ、また平和事業が継続してつながっているわけでございます。それを今回大きな財源を投じて、また長期的に保存をしていこうということで大いに賛同できるわけでございますが、また一方で2億円のふるさと納税という目標も掲げて推進をされてきたわけでございますので、そう思いますとやはり2020年のオリンピック開催年のときに、そのときに行う平和事業が、どうやってこの平和の祭典としてのオリンピックに関連させていくのか、また社会に、また日本中に、また世界中に注目されてもらえるような事業にしていけるのか、これが非常に工夫が求められるかと思っておりますし、またそのためのお知恵と汗をかくために、また私たちが努力したいと思っておりますので、そういう方向に向かって、ぜひお取り組みをお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、3点目のユネスコが提唱する、平和の文化の理念を平和事業に反映させていくことについてお尋ねをさせていただきます。

まず、このユネスコが提唱する平和の文化の趣旨というものについて、市としてはどういう理解があるかお尋ねしたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） ユネスコが提唱します平和の文化の趣旨をどのように理解しているかについてでございますが、1998年の第53回の国連総会において採択をされました平和の文化に関する宣言の中で、平和の文化とは、あらゆる人権及び基本的自由の完全な尊重や、紛争の平和的解決の確約など9項目における一連の価値感、態度、慣例、行動様式及び生活様式であると定義をされております。

また、平和の文化に関する宣言及び行動計画におきましては、平和の文化を達成するため、教育を通じて平和の文化を育む活動などの8つの活動目標が強化されるべき内容として提唱されております。平和事業に携わる職員が、これらの内容を理解し、そして当市の平和都市宣言で掲げた平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない平和を建設していくことが改めて重要であると認識しております。

以上です。

○18番（中間建二君） 御理解いただきまして、大変にありがとうございます。

なかなかこの平和の文化という言葉が、なじみがまだまだ薄いわけございまして、少しだけ紹介させていただきたいと思うんですが、国連で行われた国連決議、平和の文化に関する宣言の決議というものがございまして、これは非常に長いので、なかなかこう説明が難しいわけございまして、この決議に携わりました国連の当時の事務次長でありましたチョウドリ博士が簡明に答えていただいているインタビューがございまして、ちょっと御紹介をしたいと思うんですが、平和の文化という概念について、このように説明をされております。

厳しい対立が続いた冷戦がようやく終結したときに、戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならないというユネスコ憲章が注目されました。世界の平和を持続可能なものにするためには、結局は人間自身の価値感や行動そのものを変革するしかない。そうした視点から平和の文化という概念が生まれたのだと、このように述べておられまして、もう少し平和の文化の意味について、このように述べておられます。

平和の文化とは、私たち一人一人が日常の中で平和と非暴力を自分の生き方にしていくことです。例えば、人と接するとき攻撃的になったり暴力を使ったりしない。軽蔑したり無視したり偏見を持ったりしない、そうした生き方を身につけていくことです。平和と言っても、どこか遠くにあるものではないからです。ここで言う暴力には、言葉による暴力も含まれます。平和でなければ、個人も集団も成長したり、人生の困難に立ち向かったりする力を培うことはできません。何か問題が起きても、どこまでも対話を通して互いを理解し協力し合う努力をして解決することが重要なのです。平和の文化を根づかせるためには、一人一人の、そして全ての人の自己変革への努力が必要です。1人が暴力を使わずに協力し合うことは可能だとの信念を持ち、実際に非暴力で争いを解決できれば、それは世界に対する偉大な貢献になり、その波動は大きく広がっていくのだと。このようなわかりやすい言葉で御説明をさせていただいております。

こういう本来は国連決議に基づく平和の文化、これは全ての国連加盟国、また市民が連帯してこの平和の文化を根づかせていくということが国連決議の趣旨なわけで、そういった意味では我が日本国も、また一自治体である東大和市も、当然のことながらこの平和の文化の理念に賛同し、また取り組みを進めていただきたいというのが私の思いでございまして、先ほど部長のほうでは、職員のほうでまず理解をしながら、平和事業を進めていくということで御答弁をいただきました。この点について教育長のお考えを、ぜひ伺わせていただきたいと思っております。

○教育長（真如昌美君） 今御説明いただきましたユネスコの平和の文化について、それからまた先ほどから話題になっております東大和市に残る貴重な戦災建造物である日立航空機株式会社変電所の存在につきましては、まさに平和な社会を継続しようとするものであり、戦争のない社会、文化の継承になるものであるというふうに考えております。

そんなようなときに、平和の祭典、文化の祭典、オリンピック・パラリンピックが日本の国で行われるということにつきましては、貴重な機会だというふうに捉えまして、東大和市に残る戦災建造物とともに、東大和市から世界に向けて、世界平和と私たちの文化について考え、伝える機会として受けとめ、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ぜひ今の教育長の御答弁のとおり取り組みをお願いしたいと思いますし、またこの平和の文化という理念そのものを、ぜひ広く市民の皆様にも知っていただける、また一人一人の変革によって平和が構築ができるという考え方を、平和事業の中に根づかせていただければありがたいというふうに思っております。

この点については、以上で終わらせていただきます。

最後に、東大和市ブランド・プロモーションの事業展開についてお尋ねをしております。

この項目については他の議員が詳しくやられましたので、残りの時間に合わせてやらせていただきたいと思いますが、アクションプランにおける実施状況と効果についての御答弁をいただいたところですが、なかなかこの進捗している状況が、私もなかなか見えない中で、例えばブランド・メッセージの活用については、ブランド・メッセージができて、それを今コースターで配ってますよっていうところまではいいんですけども、その先の展開を恐らく本当は市のほうは、例えば市内の企業とか商店が、このブランド・メッセージを活用して、いろんな商品を開発してくれたり、市の魅力向上と一緒に取り組んでいただけるということを想定してらっしゃるんだろうと思うんですけど、ここがなかなか進んでないように見えるんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） ブランド・メッセージの活用についてでございますが、ブランド・メッセージの活用の取り組みといたしまして、市民や企業の方に御参加いただいて、市だけではなくて広く東大和市、オール東大和市として活用していただきたいというふうに考えております。

市長答弁でも申し上げましたとおり、いわゆるインターネット等で情報発信している団体等と多摩湖塾を通して、こちらの総合戦略の趣旨ですとか、ブランド・プロモーションの趣旨ですとかお話しさしていただいて、その話がうまく通じまして御協力していただくことになりました。それから、答弁のほうでは書いてないんですけども、新聞販売店さんの中に御協力いただきまして、うまかんべえ～祭とかで号外をつくっていただいたんですけども、その中におきましてブランド・メッセージ及びロゴマークを印字さしていただきまして、こちらの市の魅力の一つである変電所につきましては、1枚っていうんですかね、1面、広告として活用していただいたりしております。また、夏の高校野球につきましても、その新聞販売店のほうで広告を、号外をつくっていただいたんですけども、その中にもブランド・メッセージ及びロゴマークを入れていただきまして、広く市民の方に周知をしていただくことができたと思っておりますので、まずはその2点が、市以外の方が情報発信していただいていることでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 個別の会社名を出すと恐縮なんですけどね、例えば東大和市には森永乳業多摩工場という立派な、長年、東大和市で操業されてる会社があるわけなんですけど、例えばそういう会社が東大産のヨーグルトだ、コーヒーだってつくったときに、そこにこの東大ブランドとしてのこのロゴマークが入るっていうことが本来の活用の狙い、目的じゃないかというふうには思ってるんですけども、そういう取り組みを、市のほうからさまざまな民間企業等にアプローチを、私はしてるのかしてないのか、それがすごく心配なんですけども、いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 今お話ありましたように、大企業が私どものロゴを使っていただくと非常にありがたいと思っておりますけれども、今、実施 شدしたというところでございますので、そういう大きな目標も持ちつつ、着実にロゴマークあるいはブランド・メッセージの活用を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○18番（中間建二君） 私の時間配分が悪くて、持ち時間がございませんので、言いたいことだけ言わせていただきますけども、やはりせっかくのこのブランド・プロモーションが、31年度までの計画の中で、いい内容ができてるんだけど、じゃこの31年、ことしにどういう事業が進んでいくのかっていうのは、なかなか見えないところが非常にもどかしいわけでございまして、先ほど申し上げたような市内で製品をつくるところに対して、東大ブランドとしての製品の策定をもっともっと市からアプローチをしていくべきじゃないかと思っておりますし、それが北海道産の牛乳とか乳製品と同じぐらい東大産のヨーグルトっていうことになるかと思っております。また、ブランド確立に向けての広報キーパーソンの取り組みについても、これもなかなか、東大和市から、市側から積極的に働きかけてる様子はなかなか見えない中で、ぜひこの31年度という期間がございまして、今年度、何とか大成功することを大いに期待をしております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（押本 修君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 4時 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 二宮由子君

○議長（押本 修君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成31年第1回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

春は進級や進学、転勤や退職、また卒業式や入学式など出会いと別れの季節と言われております。とりわけ小学6年生は、6年間、通いなれた小学校を卒業し中学校に入学します。毎年、小中学校の卒業式や入学式に出席させていただいてる中で、小学校の卒業式では別れを惜しみながらも、最高学年の責任と役割を下の学年に引き継ぎ、希望を胸に巣立っていく子供たちの姿。また、中学校の入学式では、新しい生活、新しい友達との出会いに胸を膨らませ、真新しい制服を身にまとい、表情は晴れやかで誇らしく感じられます。子供たちに

とって小学校と中学校では、授業内容やクラブ活動、また制服の着用など生活習慣が大きく変わります。

昨年、銀座の小学校で制服をイタリアの高級ブランドに切りかえるなど、高価な制服が採用されたことが大きな話題となりました。制服はその学校のシンボルとなり、生徒にとっても制服を着用することでの平等感や、仲間とともに過ごす強い結束力によって、学校内の統一性が保たれる連帯感など、多感な時期を過ごす子供たちにとっても、自分の学校の象徴として誇りを持てる服装と言えます。

通学服である制服は、入学に際し、学校が指定した制服を生徒の保護者が購入し、その費用は入学準備品の中でも比較的高額なものとなっています。また、制服の販売価格は近年上昇傾向にあり、このような状況を踏まえ、平成29年11月、公正取引委員会は公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書を公表し、平均販売価格の上昇について、長年にわたり制服メーカーの指定の見直しなどを行っていない点が背景にあると指摘しています。また、公正取引委員会からの提言では、学校が制服の取引に関与することで価格を抑えられ、制服販売店の数をふやす取り組みを求めています。

平成30年3月には、文部科学省から学校における通学用服などの学用品等の適正な取り扱いについて、保護者の経済的負担軽減に関する留意事項として、教育委員会は保護者等ができる限り安価で良質な通学服などの学用品等を購入できるよう、所管の学校における取り組みを促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めることとし、また通学用服の選定等に当たっての留意事項について、教育委員会は、所管の学校において通学服の選定の見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うことなど通知されました。

これらを踏まえ、本市としても中学校の制服の現状を把握し、保護者負担の軽減につながる取り組みの実施が急務であると考えました。

そこで、お伺いいたします。

第1に、中学校の制服について。

ア、現状及び制服に対する市の考えは。

イ、各学校の制服販売店及び販売価格は。

ウ、保護者の経済的負担軽減に向けた取り組みは。

エ、制服のリユースの取り組みは。

オ、販売価格抑制につながる制服仕様の共通化などの考えは。

カ、性別にかかわらず制服の種類を選べる制服選択制導入の検討及び他市の状況は。

キ、今後の課題はなど、お聞かせをいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくご願ひ申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、中学校の制服についてであります。市内の中学校では秩序の維持や生徒の学校への帰属意識を高めるため、各校が独自に指定する制服の着用を義務づけております。制服のデザイン等の仕様につきましては、PTAの要望や意見を参考に、各学校が主体的に決定しているものと認識しております。また、制服を購入する店舗や価格につきましても、各学校で対応しているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 中学校の制服についてであります。現在市内の中学校ではそれぞれ歴史を踏まえつつ、保護者や学校が意見や要望を出し合いながら、合意を得た上で制服を指定しているものと認識しております。市内の中学校では、1校を除いて市内の複数の衣料品店及び大規模小売店舗での購入が可能となっております。販売価格については、各学校が指定する販売店が取り扱う制服メーカーにおいて、若干の差があるものと認識しております。

次に、中学校の制服に関する保護者の経済的負担軽減に向けた取り組みについてであります。市では経済的な理由から就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、就学援助費として支援を行っております。このうち新入学学用品費については、平成30年度の新中学1年生を対象に入学前の時期に支給を開始しております。なお、新入学学用品費の予算単価につきましては、中学校1年生は4万7,400円となっております。

次に、制服のリユースについてであります。市内の中学校では、主にPTAが中心となって、不要となった制服のリユース活動に取り組んでおります。その際、使用を希望する生徒の保護者に対しては、クリーニング代程度の実費を負担していただいているところもあると聞いております。

次に、制服仕様の共通化についてであります。市内の中学校においては、各学校の歴史や保護者等の意見や要望を参考に、詰め襟やブレザー等、それぞれのデザインを採用しておりますことから、販売価格抑制のための制服仕様の共通化は現時点では困難であると認識しております。

次に、制服選択についてであります。市内の中学校には女子生徒がスラックスを着用している事例がございます。他市においても、選択制を正式に採用するのではなく、要望があった際に個別に対応するということがございます。当市におきましても、生徒から要望があった場合には、個別に対応するなど適切に対応してまいります。

次に、今後の課題についてであります。制服購入に係る保護者の経済的負担の軽減と、さまざまな理由によるスラックス・スカートの選択について、各学校での認識と理解を深め、丁寧な対応を行っていくことが重要だと認識しております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず中学の制服についての現状及び制服に対する市の考えはについてです。

御答弁ですと、各校の制服に関しては、歴史を踏まえつつ、保護者、学校が意見や要望を出し合いながら、合意を得た上で指定しているというふうな御答弁をいただきました。そこで、一般的に学校の制服というのは、詰め襟、あとセーラーですか、またブレザーなどの種類に分けられますけれども、当市の状況を伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 現在、男子の制服につきましては、第一中学校及び第二中学校で詰め襟を採用してございまして、第三中学校から第五中学校まではブレザーという形で採用してございます。女子の制服につきましては、全ての学校でブレザーを採用しているというところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 男子生徒は詰め襟とブレザー、2種類で、女子は全てブレザーということですので、制服の種類としては詰め襟とブレザーの2種類ということですね。その制服のデザインなどについては、PTAの要望や御意見などを参考に、各学校が主体的に決定しているという市長からの御答弁をいただきましたけれ

ども、この制服というものに関して教育委員会はどの程度関与されているのか伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 教育委員会におきましては、各中学校に対しまして、制服を含めます学用品等の選定、指定等につきましては、適正な取り扱いをお願いしてるところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今御答弁で適正な取り扱いをお願いというふうにおっしゃってるんですけども、ということは基本的に制服や学用品などについては、各学校にその判断を委ねているというふうな認識でよいのか確認させていただきます。

○教育総務課長（石川博隆君） 議員おっしゃるような形で、各学校の判断に委ねてるところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） それでは、次の各学校の制服販売店及び販売価格はについて伺いたいと思います。

販売価格には若干の差があるという御答弁をいただきました。そこで、各学校の男女それぞれ、中学校に通うに当たり必要となる制服一式の価格を伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） それでは、男子の制服につきましては、上着と、それから冬用のズボンを一式ということで、女子につきましては、上着とスカートの一式という形で、平成31年度の制服価格というのを税込みで、各学校順に申し上げたいと思います。

最初に、低い金額から高い金額の順という形で申し述べさせていただきます。

まず第一中学校につきましては、男子の制服が3万1,860円から3万2,724円、女子につきましては2万9,480円から2万9,700円。

第二中学校でございますが、男子の制服は3万1,860円から3万2,724円、女子生徒の制服につきましては2万7,000円から2万8,404円。

第三中学校でございますが、男子の制服につきましては、こちらは3万2,190円、女子の制服につきましては3万2,180円。

第四中学校でございますが、男子の制服が2万9,376円から3万2,170円、女子制服では2万5,700円から2万5,920円。

第五中学校でございますが、男子の制服が2万8,000円から2万8,620円、女子生徒の制服では2万3,500円から2万3,760円という形になってございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今、制服一式ということで、一般的にいうと制服一式というは制服の上着、男子だったらスラックス、中に着るワイシャツ、ネクタイですか、っていうのも含まれてると思うんですけど、それなかなかよくごちゃごちゃしてわかんなくなっちゃうので、お調べいただいたので質問させていただきたいと思うんですけども、今御答弁にあったように制服一式についても、その学校によって価格差というのは非常にありますよね。男子の制服一式で上着がね、上下じゃなくて上着が詰め襟を採用している2校ですか、第一中学校、第二中学校の2校の価格差は864円に対して、ブレザーを採用しているほかの中学、3校ですね、その男子は4,190円なんです。

女子は、5校、全てブレザーですから。そうすると、女子の価格差は8,684円なんです。特に第三中学校は男女ともにブレザーを採用している学校の中で、制服の価格が一番高くなっているんですけども、その要因に

ついてどのように捉えていらっしゃるのか伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 中学校におけます制服に係る選定につきましては、長年にわたりましてさまざま各学校での検討経過ですとか、業者さんの調整を経まして、このような状態に至ってるということでないかというふうに推察をしているところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 長年にわたってですか。さまざまな検討、調整を経てということなんですけども。

じゃ、それでは各学校の販売店の数を男女別に伺いたいと思います。というのも、その販売店もしくはそのメーカーの数によって販売価格というのは差があると思いますので、まず販売店の数の男女別に伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） まず男子でございますが、第一中学校で3店舗ですね、第二中学校で3店舗、第三中学校でも3店舗ですね、第四中学校も同じく3店舗、第五中学校で4店舗というところでございます。

次に、女子の販売店でございますが、第一中学校が3店舗、第二中学校も同じく3店舗、第三中学校が、こちら1店舗でございます。第四中学校が3店舗、第五中学校が4店舗という形になってございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のあったように、各学校の制服の販売件数が3から4店舗ですか——のに対して、第三中学校の女子の制服の販売店が1店舗ということですから、その1店舗ということは販売店間の競争が全くありませんので、またその制服の販売の店舗だけではなくて、メーカーが複数かわると販売競争で価格は安くなることから、第三中学校の女子の制服は他校と比べて価格が高いのではないかなと私は思うんですが、市はどのように考えていらっしゃるのか、御認識されているのか伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 現在、三中の女子生徒の分につきましては、1店舗しか取り扱わないというふうな形の状態になっておりますが、今現在どのような経緯でこういうふうになってるのかっていうことまで、ちょっと教育委員会のほうでは詳細を把握しておりませんので、まずはその経緯につきまして、これから学校にも確認をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 壇上でも申し上げましたけれども、公正取引委員会の公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書でも、複数店、販売店が数が多ければ多いほど、その販売価格は安くなるというふうに報告がありましたし、また文部科学省からの通知ですか、教育委員会は保護者などができる限り安価で良質な通学服等の学用品などを購入できるように、各学校における取引内容の把握に努めることというふうに通知がされておりますので、ぜひ第三中学校の女子の制服の販売店、またその販売メーカーも含めてですね、ふやすなど保護者負担の軽減につながる迅速な対応をお願いいたします。

じゃ、販売店について伺いましたので、制服の上着について、第一中学校と第二中学校、男子生徒は詰め襟というふうに御答弁ありましたが、それぞれの上着のメーカーと販売価格について伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 第一中学校及び第二中学校の男子制服で指定されてます詰め襟についてでございますが、2校とも2つのメーカーで同じものを採用してるという形で、それぞれ金額で申し上げますと2万2,032円、もう一つが2万1,600円という形の販売価格となっておりますのでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁だと、メーカーが同じであれば学校が違っていても価格は同じになりますけ

れども、その要因について伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 例えば今回の詰め襟でございますけれども、やはり生地に使われています例えばウールですか、ポリエステル、その混合割合ですとか、そういった形が同じというふうな形になりますと、つくってるメーカーにつきましても同一の仕様のもを用意するという形になると思いますので、そういった結果として、価格が同一になってくるというふうなことが考えられると思います。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からすると、生地が同じ生地を使っているから、デザインはそんなに変わりがないから、メーカーが同じであれば同じ価格だというふうな御答弁だったと思います。

それでは、ブレザーの上着に関して、それぞれ価格を伺うのとあわせて、各学校に価格差が生じているのであれば、その要因について伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） それでは、次にブレザーの上着について、男子3校、それから女子5校について順に申し上げたいと思います。

男子、第三中学校、こちらが上着2万990円、第四中学校が1万9,008円から2万970円、第五中学校ですが1万8,000円から1万360円というふうになってございます。女子のブレザー、上着でございますが、第一中学校では1万8,140円から1万8,360円、第二中学校が1万2,420円から1万3,392円、第三中学校は1万6,200円、第四中学校が1万4,800円から1万4,904円、第五中学校が1万3,392円から1万3,500円という形になってございます。

なお、各学校において価格の差がありますのは、それぞれの開校時期も違っておりますし、各学校においてその保護者の御意見等も参考に、色味やデザイン、使用する生地等を含む仕様が、各学校長、最終的に決定してるといふことによるという形で変わってるんじゃないかというふうに考えられます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 御答弁のように、生地ですとかデザインなどによって、価格差が生じているのかもしれませんが、男子は2,990円です価格差が、女子は5,940円です。ブレザーだけです。これだけの価格差があるので、価格差があるということ、ぜひ認識していただきたいのと、あと今まで保護者から制服に関しての御意見や御要望があるようでしたらば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 制服のデザインを含む仕様につきまして、保護者の方から教育委員会のほうへ特段の御意見、御要望をいただいたということは最近ではございません。

以上です。

○5番（二宮由子君） 教育委員会に最近ではないっていうことは、過去にあったかもわからないっていうことですよ。それはまあ、それはいいんですけど。

保護者の御意見とか御要望ですけども、教育委員会には届いていないかもしれないけれども、学校には届いているかもしれないですね。基本的に制服や学用品などについて、各学校の判断に委ねているというふうに、先ほど確認をさせていただきましたので、学校から教育委員会に制服に対する御意見など、保護者の声っていうのは、判断、委ねますから上がってこないのではないかというふうに思うんです。また、その他校の状況がわからなければ、保護者も比較ができませんので、意見を言えないのではないかなというふうにも考えられます。ぜひ、制服に関しての保護者からの御意見ですとか、御要望を各学校に聞き取りをお願いしたいと思います。

私は今回、中学校の制服に関して質問をさせていただくに当たり、第四中学校で制服に関する資料をいただきました。いただいた資料は、平成18年に保護者に配布されていた古い資料でしたので、制服の価格を13年前と比べることができたんです。第四中学校は、販売店が複数あります。販売メーカーもですね。ですから平均を出しました。男子の上着は約2,000円、スラックスは約1,200円。女子の上着は約1,800円、スカートは約1,400円。制服一式では、男女とも約3,200円、高くなっています。

このような価格の変化の要因として、平成26年4月に消費税が5%から8%に上がったなどが考えられますけれども、それ以上に保護者負担は確実にふえています。そこで、中学校入学に向けて、いつごろ保護者に制服に関する説明会が開催されているのか、また説明を受けた後のスケジュール、採寸ですとか、あと支払いですとか、引き取り等、いろいろあると思うんですけども、それらの詳細を伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 市内の中学校におきましては、入学説明会が12月の中旬から2月中旬にかけて、順次、各校で実施をされてるところでございます。1月の下旬から、各学校の体育館等で制服の採寸を実施してるというところがございます。

一部、大規模な小売店舗におきましては、各週末の土曜日、日曜日に、その店舗の一部にコーナーを設けて採寸が行われているということでございます。

制服の代金につきましては、採寸時のときに現金で支払うこともできますけれども、最近ですとその制服を御自宅に配送する際に、代金引きかえという形で掲載するということが多くなってるということだそうです。また都合がつかずに、そういった学校での採寸が間に合わなくても、市内のそういった制服販売店、取扱店では、3月上旬までに採寸ができれば、御入学の前にまでは制服は間に合うということを聞いてございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今回、私、制服に限定させていただきましたけれども、中学の入学までに準備するものとしては、制服のほかにも校内履き、体育館履きですか、体操服にジャージ、通学かばん、通学靴とか、その他、数多くありますので、中学に入学準備に必要な費用を、今伺ったようにね、入学説明会が12月中旬ですか。1月下旬から採寸を始めて、その採寸のときに現金で支払うとか、そういったように短期間で、これしかも現金ですよ。現金で支払わなければなりません。そこで、その保護者が事前に準備できるように、学校のホームページなどを活用して、早目に保護者にその費用、かかる経費の費用をお知らせすることはできないでしょうか、伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 新入学時に必要となります制服以外の学用品の品目ですとか、またその費用等につきましては、12月か2月中に実施される説明会のその前に、保護者の方にお知らせしてるところもあります。また品目や価格につきましては、各学校と、それからその納入の業者さんとの交渉を経て定まるというふうな形になると思いますけれども、できるだけ速やかに、これらの情報をですね、今議員おっしゃるようなホームページ、さまざまな媒体を通じて、保護者様の方々にお知らせできるように、校長会等を通じまして各学校に対応をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、御対応、お願いいたします。

次に、保護者の経済的負担軽減に向けた取り組みはについてです。経済的な理由から、就学が困難な生徒の保護者に対して、就学援助費制度の支援を行っています。中学1年生については、新入学生用品費として4万7,400円を入学前に支給されるとの御答弁をいただきました。そこで、入学前というふうにおっしゃってます

けども、支給の時期と、支給額の算出根拠を伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 経済的な理由で、就学が困難な生徒への支援として実施している就学援助費のうち、新入学の学用品費の支給につきましては、従前は入学後の7月ごろに支給をしてございましたけれども、平成30年4月に新しく中学校1年生となります小学6年生の児童の御家庭の方につきまして、認定となった児童の保護者に対しましては、1月の下旬から2月の中旬にかけて、入学準備金という形で支給を前倒しして行っているところでございます。

なお、支給金額につきましては、市の要綱におきまして、国の要保護児童・生徒に係る就学援助費の補助単価に合わせるという形になってございますので、その金額に準拠しているというところでございます。

ちなみに、新入学時の学用品費の国の補助単価につきましては、平成28年度までは年額2万3,550円でしたけれども、平成29年度から4万7,400円に引き上げられたことに伴いまして、教育委員会におきましても、同額という形にしているところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁ですと、支給額というのは国の補助単価に合っているということと、平成30年からは支給日の前倒しを行っているということですよ。

制服を購入する際に、そのまとまった金額が必要となりますので、支給日の前倒しというのは、1月下旬から2月上旬ですか。もちろん制服の購入にも間に合いますので、手厚い対応であると思いますし、またその支給日の前倒しを行っていない、支給日の前倒しを実施されていない自治体というのもまだございますので、保護者の経済的負担軽減に向けた積極的な当市の取り組みだというふうに思います。

先ほど壇上で申し上げたように、文部科学省から学校における通学用服の学用品等の適正な取り扱いについて、保護者の経済的負担軽減や通学用服の選定等に当たっての留意事項などが通知をされました。当市でも、保護者の経済的負担軽減に向けて就学援助費制度の支援として、新入学学用品の支給について支給日を前倒し手厚い対応を実施しておりますけれども、その文部科学省からの通知を踏まえた当市の対応というものについて伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 教育委員会におきましては、文部科学省からの通知を受けまして、中学校に対しまして制服を含む学用品等につきまして、改めてその適正な取り扱いをお願いしているところでございます。各中学校におきましては、次年度の新入学時の学用品費を選定するに当たりまして、価格を押さえつつも、より品質のよいものを選定できるよう業者のほうと調整を図るなど、可能な限り努力をしているものというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 文部科学省の通知では、教育委員会は保護者等ができる限り安価で良質な通学服等の学用品等を購入できるよう、所管の学校における取り組みを促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めることとされておりますので、適正な取り扱いをお願いするというだけでなく、内容の把握に努めていただけるようお願いいたします。

それで、次の制服のリユースの取り組みはについて伺います。

P T Aが中心となって取り組んでいるという御答弁をいただきました。市内全校でこのリユースの事業を取り組まれているのか伺うのとあわせて、具体的にどのような方法で制服の収集ですとか、配布の方法ですとか、行っているのか伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 制服のリユースの活動につきましては、PTAが中心となりまして、全ての中学校で行われているところでございます。年度の当初に呼びかけたり、また卒業シーズン前にですとか、そういう形で文書はマチコミメールですかね、そういった形でその制服の御提供を呼びかけて、また体育大会の開催時ですとか、作品展示会、また卒業後の春休み等々、そういった期間を設けて回収を行っている中学校もあれば、随時、PTA室とか、また担当の先生が回収を受け付けるというふうな中学校もあるという形でございます。

リユース制服の配布につきましては、定期的に年4回販売しますよというところもありますし、またサイズが合えば随時販売しているという学校もあるというところでございます。

また、どの中学校におきましても、無償でお配りするってということじゃなくて、販売という形になりますけれども、制服の汚れを取り除くためのクリーニング代程度の実費の御負担を保護者の方をお願いしてるところであります。

以上です。

○5番（二宮由子君） 中学校ですか、3年間というのは、特に子供たちが急激に成長する時期でもありますので、個人差はあるとしても、1年間で身長が10センチ以上も伸びて、1年生のときに購入した制服が着られなくなってしまうっていうお話を伺うこともあります。

また、その制服の販売価格について、式服として冠婚葬祭に対応できることですか、3年間を通じて着用できるのであれば、比較的高額と言われてる価格も皆さん納得していただけるのかなというふうには思います。

しかしながら、2回、3回、複数回、購入しなければならなくなると、保護者負担は増すばかりですし、制服の購入が負担となる家庭への支援として、またその児童・生徒に対しても、物を大切に作る心ですとか、環境に対する意識を育む目的として、制服のリユースの取り組みは非常に重要であるというふうに私は思います。

そこで、今御答弁で全ての中学校で行われているということでしたけれども、今伺った内容は各学校で個別に対応されていることですので、市として資源の有効利用とごみ減量化推進の一環として、制服リユース事業に積極的に取り組んでいただきたく、御見解を伺いたいと思います。それとあわせて、今後市としてどのようなリユース事業に対して支援が可能であるのかもあわせて伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） このようなリユースの活動というのは、廃棄物の減量という観点からも大変よい活動であるというふうに認識はしてございます。教育委員会としましては、今後、市報や教育委員会だよりを初めとします広報媒体等を活用しまして、各中学校におきますそのPTAの取り組みについて御紹介して、保護者の方々の意識啓発につなげられるように、今後対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、当市で今、現状行われてるのが、PTAが中心となって個別、学校ごとですか、個別というか、個々に取り組みが進んでいますけれども、市が積極的に関与することで、市民へのPRなどの情報発信が、おっしゃってました市報や教育だよりを活用して、またホームページも活用して、現状よりも広く確実に伝わるといいますし、それによって多くのニーズに対応ができるなど、着実に成果が得られると思いますので、ぜひともごみ減量化推進の一環として、制服リユース事業を積極的に取り組んでいただきたく要望いたしまして、次の販売価格抑制につながる制服仕様の共通化の考えはについて伺います。

制服仕様の共通化ですけれども、御答弁では各学校の歴史や保護者などの意見や要望を参考に採用している

ので、現時点では困難であるというふうな御答弁をいただきました。私は全ての学校の制服の共通化を推進しているつもりはありません。先ほど伺った詰め襟の制服、男子の上着の詰め襟の制服は、同じメーカーであれば価格に変わりがないですし、販売店が違って、取り扱い店が違って同じメーカーであれば価格に変わりがないですし、価格の差が864円というふうに少額であるのに、それに対してブレザーは、デザインや生地が違うということをおっしゃってますけれども、男子は2,990円、女子は5,940円と、これだけの価格差が生じているので、その価格差が大きいブレザーを制服としている学校、男子3校、女子5校ですか——に対して、制服の仕様デザインを共通化して、ネクタイですとか、リボンとか、スラックスやスカートの色やデザインで学校の独自性を出すことで、少しでも保護者の負担軽減につながるのではないかと考え、申し上げております。

メーカーに今回、直接いろいろと伺いました。そうしましたら、メーカーのお答えとしては、一言で紺色といっても色の種類はたくさんありまして、生地の素材を含めると何千もの数になり、それぞれ価格も異なるそうです。また縫製のやり方やロット数が多ければ多いほど、例えば50着販売するよりも5,000着販売するほうが、スケールメリットが得られて販売価格が抑えられます。このように、品質のよいものを安価で購入できる取り組みとして、制服仕様の共通化を御提案しています。

一般的にその制服の仕様の変更というのは、節目となる学校の周年事業の一環として取り組まれている場合が多くあります。そこで、当市は来年、市制50周年を迎える節目となりますので、学校や生徒、また保護者など、皆さんの御意見を踏まえまして、現時点では困難であるとの御答弁でしたけれども、保護者の負担軽減を図るために制服仕様の共通化に取り組んでいただきたく、御見解を伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 制服を決める際には、当然その学校に通われます生徒の保護者の方々からの御意見を参考として、各学校で決定してきてるというものでございます。また、これらを、ブレザーだけにしましても、その統一して同じ制服にするということにつきましては、各学校、それから学校長や、またPTA、保護者の方々の共通理解が必要となるというふうに考えられます。また、あわせて各学校の制服の学校の成り立ちも含めて、歴史的背景ですとか地域的な特性も異なっておりますので、現状で共通化を図るというのは、非常にちょっと困難ではないかというふうに考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 現状では非常に困難であるという御答弁でしたけれども、まずは各学校の制服の販売店や販売価格など、あと販売メーカーですか、今回、調べていた内容を各学校長の皆さんに、現状として状況を把握していただくことから始めていただかないと、お互いの学校の様子、わからないですから、何も変わりませんので、校長会などを通じてそれらの情報提供をまずお願いいたします。

では、次に移りたいと思います。

次に、性別にかかわらず制服の種類を選べる制服選択制導入の検討及び他市の状況はについてです。

女子生徒がスラックスを着用している事例があるとのことですが、これ要望があれば対応するというふうにおっしゃってましたけれども、そうではなくて性的少数者への配慮というものもありますが、冬場の防寒ですとか、圧倒的にスラックスのほうが動きやすいですから、それを好む生徒もおりますし、また生徒自身の判断で制服を選ぶ、選択肢をふやすということによって、多様性の社会に対応した心のハードルが低くなるという取り組みではないかというふうに私は思います。そこで、市内全ての学校で制服選択制の実施についての御見解と、これからうちの学校でも制服選択制を進めようかなというふうに考えてる学校があるようでしたらば、伺わせていただきます。

○教育総務課長（石川博隆君） 現在、第一中学校におきましては、女子の制服にスラックスを用意しているところがありますけれども、他の中学校では、このような要望があった場合には、個別に相談をして対応しているというところでもあります。制服の選択制につきましては、今後、市としてその方向性について、学校長の意見も取り入れながら、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今、市としての方向性について検討されるということですが、市としての方向性ということに関してもう少し詳しく教えてください。

○学校教育部長（田村美砂君） 市としての方向性ということですが、制服の選択制につきましては、最近の近隣他市の動向も踏まえつつ、それから今申し上げましたが、第一中学校でもスラックスの導入をしているということも検証しながら、今後、校長会からの御意見もいただきながら、第1には生徒への配慮を優先的に考えながら、方向性については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今、近隣他市の動向も踏まえつつという御答弁でしたけれども、私もその他市の状況を伺ったところ、生徒からの要望で個別に対応しているという御答弁もいただきました。そこで、じゃ東京都内の他自治体の状況というのはどうなのか伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 新聞報道等によりますと、世田谷区と中野区では、全ての区立中学校で、この春から女子生徒がスカート以外にスラックスの制服を選べるようになるということだそうです。このほか23区内では、文京区、荒川区、目黒区などの区立中学校の一部で、女子生徒がスラックスの制服を選択できるというふうになっておりまして、また板橋区の一部の区立中学校では、制服の案内に性別を明記していないということだそうです。また、江東区の一部の区立中学校でも、学校説明会の資料に女子生徒においてもズボン着用可というふうな形で明記するなど、選択制の広がりを見せているということがうかがえます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 新聞報道されておりました世田谷区と中野区、また23区内のさまざまな取り組みについての御答弁でした。

今までは学校ごとに個別対応されていたのを、世田谷区や中野区のように自治体全体で取り決める動きとして、今後、他の自治体も積極的に制服選択制を導入されるというふうに思いますので、市としても方向性というものを早急に検討していただきまして、制服仕様の共通化と同様に、ぜひ市制50周年を迎えるに当たり、制服選択制導入にも取り組んでいただきたく、再度、御見解を伺いたいと思います。

○学校教育部長（田村美砂君） 議員からお話がありましたように、制服の選択制につきましては、防寒であったり動きやすさなどの機能性、それからまた性的少数者への配慮といった観点からも、今後、市として方向性について検討してまいりたいと考えております。

市制50周年を迎えるということでお話がありまして、それも一つよい機会かとは思ってはおりますけれども、その時期につきましても、この方向性ということ踏まえてからの検討となるものと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） まずは市としての方向性を決めていただいてからということですので、ぜひよろしくお願いたします。

次に、今後の課題はについてです。

今まで伺った保護者の経済的負担の軽減や、制服の選択制について丁寧な対応を行っていくとの御答弁でした。小学生のランドセルが赤と黒の2色であったのが、時代の変化からピンクや水色など色とりどりになって、それが今や通学路の自然な光景になっています。選択肢の多様性というのは、子供たちが学校生活を楽しむ基盤になり、制服選択制の導入というのは、快適な学校生活を担保する第一歩とも言えます。そこで、こうした時代の変化をいち早く捉え、教育委員会としても選択制の広がりについて認識され、また方向性についても検討されるということですので、市制50周年の節目に全ての中学校に制服選択制の導入を検討するよい機会であると思います。

そこで、最後になりますけれども、販売価格抑制につながる制服仕様の共通化の取り組みと制服選択制の導入についての御所見を教育長に伺うのと、また中学校の制服についての総括として市長の御所見を伺いたいと思います。

○教育長（真如昌美君） 制服の問題だとか、それから今おっしゃったランドセルでしたっけ、そういった問題については時々話題が出てきて教育委員会まで届くことがあります。ただ、なかなか歴史があるということで、簡単に何名かの方が何とかしてくれないかって言われても、そうもいかないところもありますので、私たちとしましては、教育委員会もありますので、そういったところで今まで話題も余り出してなかったものですから、それぞれの御意見を伺いながら、そして一番責任者である校長の考え、それから学校の実情をしっかりと受けとめまして、できるだけ安価で、しかも子供の健康によいものを購入できるようにしていきたいなというふうに思っております。急にはできないでしょうから、PTA連合会の方とも相談しながらやってまいりたいなというふうに思っております。

スラックスの件につきましては、いつも東大和高校の前を通ってるんですけども、余りにも涼しそうなので、ある日、先生に伺いました。必ずスカートで登校しなきゃいけないんですかっていう話をしたところ、いやそんなことはないですと。申し入れがあったら、いつでもスラックス、入ってきて構いませんというふうな話をしておりましたので、大和だけじゃなくて近隣の市の様子も聞きながら、対応を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○市長（尾崎保夫君） 学校の制服ということで、先ほどから統一するとか、いろんなこと、お話を聞かしていただきました。どっちにしてもそれぞれの学校の歴史だとか伝統だとか、あるいはそこに通っている生徒、それから保護者、学校と、いろんな方々がそれぞれのお考えを持ってらっしゃるのではないかなというふうに思いますし、また新しいものを取り入れる、そういう過程では、そういう方々の意見とかいろんなものを十分尊重しながら進めていく必要があるのではないかなと、そんなふうに考えているところです。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、保護者ですとか、もちろん生徒自身ですとか、あと学校の意向なども十分に尊重していただいて、販売価格抑制につながる制服仕様の共通化の取り組みと、制服選択制導入の検討を積極的に進めていただきたく要望し、以上で私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時50分 延会